

平成23年第6回那須烏山市議会9月定例会（第3日）

平成23年9月9日（金）

開議 午前10時00分

散会 午後 3時45分

◎出席議員（17名）

1番	田島信二	2番	川俣純子
3番	渋井由放	4番	渡辺健寿
5番	久保居光一郎	7番	高德正治
8番	佐藤昇市	9番	板橋邦夫
10番	水上正治	11番	平山進
12番	佐藤雄次郎	13番	小森幸雄
14番	滝田志孝	15番	高田悦男
16番	中山五男	17番	平塚英教
18番	樋山隆四郎		

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄
副市長	石川英雄
教育長	池澤進
会計管理者兼会計課長	羽石浩之
教育次長	岡清隆
総合政策課長	坂本正一
総務課長	駒場不二夫
税務課長	鈴木傑
市民課長	平山隆
福祉事務所長	平山正夫
健康福祉課長	樋山洋平
こども課長	鈴木重男
農政課長	荻野目茂
商工観光課長	高橋博

環境課長	小 川 祥 一
都市建設課長	福 田 光 宏
上下水道課長	栗 野 育 夫
学校教育課長	大 野 治 樹
生涯学習課長	川 堀 文 玉

◎事務局職員出席者

事務局長	堀 江 久 雄
書 記	大 鐘 智 夫
書 記	小原沢 直 子

○議事日程

日程 第 1 一般質問について（議員提出）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開議]

○議長（滝田志孝） おはようございます。

ただいま出席している議員は17名です。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 一般質問について

○議長（滝田志孝） 日程第1 一般質問を通告に基づき行います。なお、議会運営に関する申し合わせにより、質問者の持ち時間を質問と答弁を含めて90分としておりますことから、議長において時間を計測し、持ち時間の90分を超えた場合は制止いたしますので、ご了解願います。質問、答弁は簡潔明瞭に行うよう、この際お願いをしておきます。

通告に基づき3番渋井由放議員の発言を許します。

3番渋井由放議員。

[3番 渋井由放 登壇]

○3番（渋井由放） 皆さんおはようございます。3番渋井由放でございます。本日は、早朝より議場に足を運んでいただきまして、まことにありがとうございます。ただいま滝田議長から発言の許しをいただきました。一般質問通告書に従いまして質問をいたします。執行部におきましては明快なる答弁をお願いを申し上げます。

まず、一般質問の前に、このたび台風12号によりまして多大な被害がございました。被災した皆様に対しまして心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

それでは、一般質問に入らせていただきます。本日の質問は4点でございます。まず、1点目は道路台帳などのデジタル化についてであります。2点目は、測量設計の入札についてでございます。3点目は、ホームページについてでございます。4点目は、データの管理についてでございます。

まず、1点目は、道路台帳のデジタル化について行います。道路台帳は道路法第28条第1項及び道路法施行規則第4条第2項により、道路管理者はその管理する道路について、履歴、現況等を記載した台帳を作成するよう定められております。

那須烏山市もこれによって道路台帳を作成をしておりますが、現在は紙ベースで作成をしているものであります。最近では、多くの市町村がデジタル化を推進して道路台帳を作成しております。これをもとに、下水道、上水道などのデータを組み合わせて、いわゆる共同空間データベース、通称GISと言いますが、これによりまして一元管理を行っているものでございます。

これによって、経費の削減と市民サービスの向上に取り組んでいるところでありますけれども、本市において、今後の道路台帳等の取り組み方について市長の考えを伺うものであります。

2点目は、測量設計の入札についてでございます。建設業の入札におきましては、全国的な組織による評価がなされております。ランクごとに区分けをされてございまして、S Aクラス、Aクラス、Bクラスなどに明確に分かれております。このデータをもとに那須烏山市の入札が執行されているわけでございます。

しかしながら、測量設計業務につきましては明確な判断基準が公表されていない中、指名競争入札が行われているところでございます。昨年度は落札した測量業者が倒産をして、2物件が今年度に繰り越しをされております。時間がおくれたことを考えると、市民にとっては大きな損害であると言わざるを得ません。この事実を踏まえ、今後どのような対応をしていくのか市長の考えを伺うものであります。

続きまして3点目、ホームページについてでございます。これは私、毎回質問をさせていただいておりますけれども、那須烏山市のホームページ、この役割は大きく分けて2つあると考えております。1つは、那須烏山市から市民の皆様、また関係の皆様へ情報を発信することです。もう一つは、市民の皆様からさまざまなご意見をいただき、それを市政に反映するということであると考えております。

ホームページには発信機能、受信機能、こういうものが備わって1つのものだというふうに思います。発信機能としては、コンテンツマネジメントシステムを導入いたしまして、各課から逐一情報を発信することができて、今までよりはちょっとはましになってきているのかなというふうに考えているところでございます。

しかしながら、市民の皆様からの意見を伺う受信機能については、私は改善しなければならないのではないかと考えております。栃木県のホームページは、1面のホームに、知事へのアクセス、こういう項目がございます。そこをクリックすると、すぐ知事に意見を述べることができます。これは烏山のホームページと比較しますと、ホームから市の照会、そして個人情報保護、そしてやっと広聴箱にたどりつくわけでございます。市民の意見を広く積極的に聞くためには、ホームに、市長にアクセス、このようにだれでもわかるようなホームページの改善を施行しなければならないと考えます。

栃木県知事は、宇都宮市長時代からファックスやメールなどあらゆるツールを使って、市民の皆様の声を聞く。これに力を注いでいるわけでございます。那須烏山市においても、ホームページの改善を行い、市民の皆様が意見を言いやすい環境づくり、これを行わなければならないと考えますが、この点について市長の考えを伺うものであります。

続きまして4点目でございます。これはデータの管理についてでございます。最近のニュー

ス、皆さんもお聞きおよびのことと思いますが、データの紛失や漏洩問題が非常に多く報じられております。岐阜県中津川市や足立区などでは、メールを配信した際に誤ってアドレスを流出させてしまっております。大阪市市立の墨江丘中学校では、教員が生徒の成績や出欠記録が保存されたUSBメモリーを紛失しています。これら各市においては、情報の保護に関する条例がきちんともちろんあるわけですが、それにもかかわらず誤って情報が流出しているという事実でございます。

那須烏山市におきましても、このようなことが発生するおそれがあると考えられるわけでございます。データの管理や情報の保護について、日ごろから全庁挙げて取り組みを行わなければならないものと考えておりますが、この取り組みについて市長の考えを伺うものであります。

以上1回目の質問を終わります。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいまは3番渋井由放議員から、道路台帳等の整備について、測量設計の入札について、ホームページについて、そしてデータの管理について、以上4項目にわたりましてご質問をいただきました。その順序に従いましてお答えを申し上げます。

まず、道路台帳のデジタル化についてお答えをいたします。現在、586路線、延長400キロメートルに及ぶ那須烏山市の市道でございますが、現在、路線方式による道路台帳付図を整備して管理をいたしております。

道路管理は、一般交通の用に供する施設といたしまして、本来の使用目的を達成するために、新設、改良、維持、修繕などや道路の利用目的に反しまして支障となる障害の防止、除去その他規制等でありますことから、これらの業務に付随いたしました境界情報の管理、電柱等の占用物件の管理、道路照明等附属施設管理など、多種多様な管理を行っております。

このために、管理をする資料は膨大でございまして、現在の紙ベースによる管理では、資料整理や保管、検索に多大な時間を要するなど、大きな課題となっております。議員ご提案の道路台帳デジタル化は、これらの問題を解決するのに非常に有効であると考えております。

またさらに、法定外公共物の管理や上下水道課の水道台帳など、多方面に活用できる拡張性を備えておりますことから、これからの事務の合理化、情報の一元化、測量技術の進歩等を考慮すれば、道路台帳のデジタル化は非常に大きな効果があると考えられます。ただ、唯一のネックは、導入するための経費が非常に高額となりますことから、財源の捻出が大きな問題となっております。

県内では、合併をいたしました市町の中心に道路台帳のデジタル化が進んでおります。市内で導入に関する調査研究を現在進めているところでございます。現状では、道路管理を含め法

定外公共物の管理、建築基準法第2項道路管理等を考慮いたしますと、住宅地図に似たメッシュ方式が有効でございまして、県内導入自治体の多くがこの方式を採用しているようであります。

本市といたしましても、既に税務課が台帳管理にGISシステムを導入しておりますことから、この拡張が経費面でも有利な方法ではないかと考えられますが、今後システムや方法等も含めて研究、調査を進め、財源も含めて検討してまいりたいと考えております。

次に、測量設計の入札についてお尋ねがございました。市道等の測量設計業者の指名選考につきましては、市の入札事務取扱規定に基づきまして、県の入札方法に準じまして測量設計業務の設計金額によりまして指名業者数を決定いたしております。

栃木県では、設計業務委託に関する規定に基づき、金額に応じ指名業者数を決定しております。県内の他市町でも建設工事の規定に準じる形などで決定をしているようであります。なお、業者選考に際しましては、実績等も考慮の上に、公正に指名選考いたしておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、ホームページについてお答えをいたします。本市では市民の皆様とともに歩む市政を推進するために、広聴機能の充実を図り、地域の皆さんや市民の皆様と行政が知恵を出し合い、ともに新たな市をつくり上げていく協働のまちづくりを進めております。

その実現に向けまして、市民の皆さん方のご意見、ご要望を市政に適切に反映させるために、広聴事業を推進いたしております。広聴事務には、広聴箱やメール等での個別のご意見をいただく個別広聴と、市政懇談会のような市民の皆さんが集まる機会を設ける集団広聴がございまして。議員ご質問のホームページによる市民の意見、提言の受け入れについてでございますが、本市のホームページのトップページにおいて広聴箱という項目がございまして、これをクリックをしていただきますと、その説明と入力フォームにつながるようになっております。

市では、このほか南那須庁舎、烏山庁舎を初めといたしまして、保健福祉センター、図書館、公民館といった公共施設に、ポスト式の広聴箱も設置をいたしまして、投書形式でご意見もいただいておりますが、昨今の情報通信基盤、技術の普及進展に伴いまして、ホームページを通じた広聴案件が主流となってきております。平成22年度実績では、25件の広聴案件のうち、実に20件が、本年度も8月末現在で23件中16件がホームページを通じた案件であります。

これらの広聴案件は、総合政策課において受け付け、市長指示を受け担当課より必要に応じて回答しますとともに、市政に適切に反映させているところであります。

今後もホームページの利用者はますます増加することが見込まれます。市のPRと広報への活用ばかりでなく、広聴媒体としても重要なツールであると認識いたしております。このため、開かれた市政を推進する上で重要な役割を担うホームページを使った広聴事業につきましては、

よりわかりやすく、利用しやすいよう、さらに改善をしてみたいと考えております。

次に、データ管理についてお答えをいたします。近年、高度情報化が急速に進展をいたしまして、本市においても行政事務の効率化の観点から、サーバー方式による全庁的な情報の管理、運営を初め、各課の業務に応じた個別の電算システムを導入し、市民の個人情報や行政運営上重要な情報など、多くの情報資産を管理、運営をしているところであります。

これらの情報管理は、外部に漏洩した場合、極めて重大な結果を招くものが多数含まれておりますことから、本市では合併当初である平成17年10月に、那須烏山市個人情報保護条例を、平成18年4月に那須烏山市情報セキュリティポリシーを策定いたしまして、これまで必要に応じた見直しを行いつつ、本市が保有、管理をしているすべての情報資産の安全性、機密性の確保に努めてきたところでございます。

那須烏山市個人情報保護条例では、本市で所有する個人情報の適正な取り扱いについて規定いたしております。那須烏山市情報セキュリティポリシーでは、基本方針において本市の情報セキュリティ体系及び組織について規定をしておりまして、運用基準において物理的、人的、そして技術的なものについて規定をいたしまして、情報機器、記憶媒体の持ち出しや持ち込みの制限、電子メールの送受信方法など、本市の情報資産の漏洩防止対策やコンピューターウイルス対策等を講じているところであります。

しかしながら、情報機器の高性能化、セキュリティ対策が向上している一方、新聞報道等において個人情報漏洩のニュースが絶えない状況であります。主な原因といたしましては、個人情報を記憶させたUSBメモリー等記憶媒体の盗難や紛失、情報機器の操作誤りによる電子メールの誤送信など、その多くは人的なミスにより発生いたしております。このような観点から、本市におきましても、システム機器全体のセキュリティ強化はもちろんでございますが、職員の情報セキュリティに対する意識の向上が極めて重要であります。

今後、本市における情報資産の管理、運営につきましては、さらに高度な安全性、機密性の確保を検証しつつ、職員に対する情報セキュリティ研修を初めとした情報セキュリティポリシーの遵守を徹底をさせ、情報資産の漏洩が発生しないよう努めてまいり所存でございます。

以上答弁を終わります。

○議長（滝田志孝） 3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） 明快な答弁をいただきました。2回目の再質問に入らせていただきたいと思っております。

まず、道路台帳のデジタル化についてでございますけれども、今、市長、非常に有効であろうと、このような判断をいただいたわけでございますが、財源の問題があるんだと。このような話だったかなと思っております。

財源の問題につきましては、私、ここに持ってきておりますが、昔、道路特定財源というのがございました。これが一般財源化されて、自民党道路族というんですかね、そういう方々が道路をつくれないので困ったということになりまして、何かそれにかわるものということで、地域活力基盤創造交付金、こういうようなものを策定をした。これが平成21年になりますかね。これが何と9,400億円ということでございます。

どこが違うんだということなんです。今までと同じように道路をつくれればいいんだという交付金では、道路特定財源と同じになってしまいますから、そこにおもしろいことにこのようになっていますね。道路に関するソフトもいいよと言っているわけでありまして。道路に関するソフトはいいよとなっていると、その道路台帳を初めとするGIS、いわゆる共同空間データベース。

これを見ますと、いろいろあるんですけども、地方道路整備事業などは、10分の5.5、55%出るわけですね。ここに財政力に応じて最大10分の7、70%出る。効果促進事業、これも最大財政力に応じて10分の7出るというようなことが記載されております。

そうしますと、まず、仮に2億円としましょう。2億円というのは実は何で2億円かといいますと、別な市でやっているんですね。これは東海市、都市建設部土木課の主幹がこういうものを書いてあるんですけども、共同空間データ整備による道路台帳等の更新経費の削減についてという論文的なものを出しているんです。

それによりますと、ここが約2億円ぐらにかかっている。全然うちとは違いますけれども、わかりやすいようにまず2億円としましょう。そうしますと、55%出ることになりますと、2億円の55%ですから1億1,000万円。そうすると、残りが9,000万円ということになりまして、9,000万円ということになると、これを合併特例債を利用すれば7割返ってくるということになると9,000万円の3割が持ち出しだよ。2,700万円だというようなことになろうかなと思うんですね。

これからちょっと能書かれますけれども、これによって、行政事務の効率化が行われて、今までかかっていた経費がかからなくなって、早い話、安くなる。こういうふうにするのであれば、これは早急に考える。今の設備投資、民間で言うと設備投資をして、それでもうけるということですからね。市はそういうことはないですけども、考え方を民間ベースに考えてもらえば、今、有利な合併特例債を利用して、設備をしちゃって、そして、経費節減して、2,700万円出したのを5年で取り返して、あとはその分もうけだよ。こういうような発想ができるのではないかなと思うわけですが、その辺のところはいかがでございましょうか。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） いろいろと適切な情報をいただきましてありがとうございます。十分

理解をできる今のお話でございます。先ほど申し上げましたように、道路台帳は紙ベースにいたしますと大変膨大な資料になっておりますので、確かに住民のサービス等についてはデジタルに比べますとスピード感がないのかなと感じております。もちろんデジタル化はメリットが大変多いということも先ほど申し上げたとおりでございますので、当然事務の合理化にもつながることは間違いのない事実でございますので、財源等についても、これを導入するにいたしましても、財源が課題だと申し上げましたが、今、国土交通省を初め有利な補助金もあるというような情報でございますので、もちろんそういった交付金を最大限活用することは当然でございます。

そういうこともありまして、今、合併特例債にも言及をされましたが、それと合わせれば間違いなく一般財源の支出が最小に抑えられることも十分私も理解ができますので、このようなご提言を踏まえて、交付金もさらに精細に調査をいたしまして、多くの課題克服のために調査研究をして、実現化に向けて前向きに検討していきたいと思っております。

○議長（滝田志孝） 3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） 前向きの答弁をいただきました。それで、今、インターネット技術、IT技術が非常に発達をしております。例えば道路台帳デジタル化についてというような項目で調べれば、さまざまなものが出てまいります。長野市などでもこういうのをやろう、どこどこでやろう、また、ここではやった。ここは成功した。その事例を踏まえて各市やっているわけなんですけれども、当然ホームページをつくったように、言ったら大変失礼なんですけれども、つながらない部分があるとか、いや、なかなか難しいんですよ。これでは導入しても経費削減にならなくてかえって苦勞が多いということになるかと思うんですね。

私は、若い優秀な職員がたくさんおられる。もちろん課長が優秀じゃないと言っているわけじゃないんですよ。こういうところに明るい優秀な職員がたくさんいるのかなと思います。上下水道課と都市建設課、これが主に使うんだとは思いますが、税務課関係の境界の関係も有効に使えますし、赤道の問題や下手したら防火貯水槽がどこにあるんだ。また、ハザードマップをこれに載せることもできる。当然防災、危機管理室というのをせっかく設けましたから、そういう方も入って、全庁的にしっかり勉強会を開いて、自分の市に合った、もちろんさまざまな業者さんがいろいろな提案をしているようでございます。

当市にあって、その後、先ほども言ったように、つくったはいいけれども、金がかかっちゃうんだではダメなんですね。これをつくったことによって、こういう経費が削減できる。これは庁内でできるようになるから、今まで外注していたんだけど、これは浮きますね。そういうようなところまでしっかり。できました、ああ、よかったですねというのではなく、これをやることによって、簡単に言うと、当市からは2,700万円出すけれども、その2,700

万円がいつまでに回収できて、それ以降はもうけなんだよ。こういうところまで考えた上での計画を立てていただきたい。このように思いますが、その辺、いかがでございましょうか。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 事務の合理化を初めあるいは情報の一元化、あるいは全庁的なそういった市民へのサービス向上につながることは間違いはないというふうに私も感じております。そういったところをさらに那須烏山市にふさわしいデジタル化のあり方はどういうことかということの前向きに検討させていただいて、実現化に向けた対応をしていきたいと思っております。

○議長（滝田志孝） 3番 渋谷由放議員。

○3番（渋谷由放） 非常にありがたい話だなと思っておりますので、ぜひその実行に向けて多少時間がかかっても、後で経費がかからないというところを重点にお願いをしたいと思っております。

それでは、2点目の測量設計の入札について質問をさせていただきます。もちろん那須烏山市が執行がおかしいとかということをおっしゃっているわけではございません。私、この手元にありますが、宇都宮市のものなんですけれども、測量コンサルタント格付業者、こういうことで、ちらっと見ると黄色だ赤だと印がついているんですけれども、宇都宮市はこれに基づいて入札を執行しているようでございます。

この格付につきましては、私は宇都宮の市議会議員からもらってまいりましたが、こういうことで決めますよというようなことで資料がございます。これは公表されておまして、日刊建設新聞などでも簡単に入手ができるわけでございます。なぜ、この測量設計業務について言うかといいますと、当市には残念ながら本社のあるこういうところに参加していただいている業者さんがいないわけです。本当はいてくれれば一番ありがたいんですけれども、そうしますと、これを見ますと支店がある業者さんは、私どもに優先的にある程度入札に入っているのかなというふうに思いますが、このランクの中でいろいろ調べていきますと、ランクといいますか点数といいますか、もう下位から上位まで甚だ激しく入っているんですね。

案外上位で、まあ名前を言うといろいろ問題になって、私、その会社からお金をもらっているわけじゃないのであれなんです、上位の会社で今まで入っていたのにその後、ぽつり入らなくなったというような業者さんもいるわけなんです。仕事をやっていて問題があったかという、その業者は1回も仕事をとっていないんだということもありまして、何か不明確だなと、自分では首をひねるわけでございます。

そうしますと、ここにきちんとこういう点数制があったりしているわけで、あとはここに支店を置いてくれれば、例えば優先的に指名ができますよとか、ぜひ支店を置いてくださいと。支店を置くと、幾らか税金は入りますよね、税務課長どうでしょうか。

○議長（滝田志孝） 鈴木税務課長。

○**税務課長（鈴木 傑）** 市町村民税の法人住民税、市民県民税という項目がございまして、当市に支店、事務所を設置しますと、その従業員割合におきまして税金が配分されます。あと均等割はそのまま課税されますので入ります。

以上でございます。

○**議長（滝田志孝）** 3番 渋井由放議員。

○**3番（渋井由放）** まあ、わずかな収入しかないかもしれませんが、そういうことをどんどん公表して、営業所、支店そういうものをつくっていただいて、少しでも税金のアップにつながることを、私はこういう格付、多分利用はしているんだと思うんですけども、そういう中であって、ある程度ぱっと見て、何でこんな小さい会社が入ってるのと、こういう会社はどこへ行っちゃったのというようなことがないように、よくよく見て、指名をやっていただいたらいいのではないかと思いますけれども、指名選考委員会の委員長は副市長でございますよね。副市長、どうでしょう。もともとやっているんだよというのはわかりますが、もう1回見直してもらって、公平に、もっと公平に、こういう意味でございますからね、いかがでしょうか。

○**議長（滝田志孝）** 石川副市長。

○**副市長（石川英雄）** 今、渋井議員がおっしゃった宇都宮市の設計とか測量のコンサルタントのランク付でございます。私のほうの情報の中では、このランク付をしているのは宇都宮市だけだというふうに記憶してございますが、栃木県はやっていないわけでございます。

私どももそういうランク付について、もちろんそういうことを考えていないわけでありませんが、私のほうの例えば2年に一遍、指名の参加願をお願いして、そういうことでやっているわけでありまして、その中で2年間の間にその動きもございまして、当然今、渋井議員、第1回の質問の中で事例があったような倒産した業者もあるわけでございます。そんな中で2年に一遍のランクの見直し、そういうものもありますが、私のほうでは十分なスタッフもおりませんので、県の格付等もそういうことになれば、県の指導とか相談を受けて、私のほうでも県のほうの相談を十分受けながら、そういうランク付を考えていきたいと考えてございます。

一方、今、質問がございましたように、公平、公正な指名でございますね。営業所についてのことは当然指名する中では参考にするわけでありまして、ないよりあるほうがいろいろなことで連絡事項、それから当然いろいろな情報を得たりする上では有利でありますので、そういったことは配慮することは当然でありますので、そういった営業所また支店には当然こちらに入っていただく。また、税金等も入りますので、そういった努力はしていきたいと感じてございます。

○**議長（滝田志孝）** 3番 渋井由放議員。

○**3番（渋井由放）** この格付を当市でやりましょう。それだけ事務経費をふやしてどうす

るのというふうを考えておりますので、これをやりましょうというふうなことではございません。宇都宮市がせっかくやってくれているものがあるのならば、それを利用したらいかがでしょうか。これ、主観点と客観点ときちんと両方分けて出ております。客観点というのは、きちんとした企業の中身を全部映し出しておりまして、ここに国土交通省のコンサルタントの業務等請負業の資格を定める場合の総合点数の算定要項というのがございまして、それにあわせて当然宇都宮市はやっている。

県はその事務処理をやるのが大変だからやらない。こういうことなんだと思います。そうしますと、せっかく公表されたいいいデータがあって、それもきちんと中身が固まっているデータですから、それをやはり我が市も有効に利用して、変な話、格付が上位だから倒産しないんだとは言いませんけれども、ここにそのさまざまな中に自己資本額の点数とか、これは副市長に言わなくてもわかっているんですけども、もちろん。そういうのがきちんと点数で、経営内容がはっきりわかるようになっていくわけですね。経営内容がはっきりわかっている、上位の会社というのは当然しっかり職員もいるし、また、内容もしっかりしているということを考えれば、わざわざ頭をひねらなくても、ひねって当然なんですけれども、こういうものを有効に利用して、よく答弁で周りの市町の状況を、県の状況をとりますが、県ばかりじゃないんです。市がやっていますからね。それをどんどん利用したらいいと思うんですよ、それも公表されているわけですから。

そして、公平に時間のむだを省くような、普通民間では2物件が倒産したと言ったら、それに対して、これは次どうするんだと、こういう失敗がないようにするためにはどうするんだ。改善というのをやるんですよ。改善があつて、初めてそういうのがなくなるわけで、その改善、常日ごろ失敗があつたら改善をするんだ。そしてよりよくするんだ。こういうような考えが行政にはちょっと足りないのではないかと私は思うんですけども、その辺のところを、改善、改革、そういうことにつきまして、副市長の考えをいただければと思います。

○議長（滝田志孝） 石川副市長。

○副市長（石川英雄） 改善、改革、それは日々進歩してございますので、そういった考え方で事務をやるのは当然でございますので、それはやってまいりたいと思います。ただ、今、宇都宮市のやつを私のほうで丸飲みして、そういうことでランク付するということではなく、そういった宇都宮市の情報を得た中で、それが我が市の中でそういうランク付をするにはどうあるべきかということ、これは当然今、栃木県27市町の中で宇都宮市だけありますので、私のほうでも県の相談を受けながら、また指導を受けながら、慎重にしていきたいというのが私の今の考え方でございますので、ぜひご理解いただきたい。別にやらないということではなく、それは十分検討と相談をしながら、そういうランク付に、あるいは適当な時期に私どもで

もランク付をして、設計、測量のコンサルタントについてはランク付を行っていきたいという考え方でございますので、ぜひご理解賜りたいと思います。

○議長（滝田志孝） 3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） 明確に数字で出せば非常にいいと思うんですね。政治力ですか、それとも業者との癒着ですか、こういうことを言われなくなるわけでございます。一生懸命汗かいて、これ、見方がいろいろありまして、別に副市長にそういうふうに言っているわけではないんですよ。さまざまなおかしいんじゃないかと言われても、きちんと公表できれば、いや、数字でこうなってこうこうこうということが言えれば、非常にわかりやすいと思っているものですから、ぜひこの宇都宮市のコンサルタントの格付、主観点、客観点というふうにあります、両方なっていますが、その客観点のほうを十分に反映をしたことでランク付の指名を行っていただければと思います。

それでは今度は、3点目のホームページについてお話をさせていただきたいと思います。ホームページ、今、発信力につきましては前から比べると非常によくなってきております。広聴箱というネーミングなんです、商品、例えば歯みがきから歯ブラシからさまざまな商品があって、売れるのには何がと言ってみんな名前を一生懸命考えるんですね。さまざまな名前があって、名前ひとつでもものが売れるというのが時代でございます。

1回目の質問でも言いましたけれども、知事へのアクセスというネーミングになっているんですね。私、これを見て、非常にいいあれだな、ぱっと見てすぐ目につくわけです。広聴箱というのはね、間違いなく広聴箱なんですけれども、やはり大谷市長が、皆さん、話を聞きますよ、こういうような観点からすれば、栃木県知事のやつをそのまま使ったら怒られちゃうかもしれないけれども、いいものはどンドンやはり真似していったらどうかなと。

大谷市長に多分、これ、市民の皆さん、親しみやすくなると思うんですよ。広聴箱なんていう難しいよりも、市長にアクセス、こういうほうが今の若い人には市長を身近に感じられるのではないかな。意見を言ってみよう。こういうふうに思うのではないかなと思うんですけれども、市長、お考えはどうでしょうか。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 確かに今のご発言は、私も十分理解はできます。広聴箱といった名前を考えてみますと、旧町から目安箱ではないんですが、そういった箱を置いておりました。今でも置いてあります。各庁舎、図書館とか、これは先ほど申し上げたとおりなんです、その名前をそのまま広聴箱をこのホームページに載つけたというような経緯かなと私は思います。

確かに、知事へアクセス、まさにストレートで親近感もあるというようなご提言は十分理解できます。よく総合政策担当課と議論させたいと思います。そのようなところで、この名称、

もう少し親しみやすく、あるいは今風の名称がいいかなというふうに私も感じますが、いずれにしても、担当課で議論させて検討させたいと思いますので、ひとつご理解いただきたいと思っています。

○議長（滝田志孝） 3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） 市民の皆様に那須烏山市は非常に近い。そして、サービスがいいんだというふうに思ってもらうためにも、ぜひ、この市長へのアクセスのようなキャッチフレーズ的になりますけれども、そういうような考えでやっていただければなと思います。確かにこの庁舎の下、階段を上がるところに広聴箱ありますね。ちょっと目立つような目立たないようなところにありますので、ただ、これからは市長がおっしゃるように、ホームページへどんどん意見が入ってくる時代になってくるのではないかなと思います。

ホームページにはホームページに合った名前をつけると、こんなようなことで市民の皆さんにいつでも24時間あいているのはホームページでございますから、当然受け付けのあれが広がるというのは、夜中の12時だって1時だっていつでも書けるわけでございますから、そういう名前ひとつを民間では一生懸命考えて、どうしたらこの名前でお客さんに来てもらえるんだ。市民の皆さんにわかりやすいんだということまで、一步踏み込んで考えていただければなと思うわけでございます。

そして、市民の意見を伺うという点でもう一度ちょっとお話をしたいと思うんですけども、協働のまちづくりというのを市では進めておりまして、市と市民の皆様、手に手をとってこの那須烏山市を発展させていこうというようなことになっているかと思います。私、足もそんなにないものですから、いろいろなホームページで情報を得て、行けないところもあれば行けるところもある。お知らせ版なども見ております。

そういう中で、この前、興野の議員もいますけれども、興野の農産物直売所に行きました、ジャガイモ掘りに。バケツいっぱい掘ってきたわけでございますけれども、その案内は残念ながらホームページにはございませんでした。私はそのときに思ったんですけども、市の職員の皆様はおりました。ということは、お知らせ版を見てきたのか、通知があったのかわかりませんが、那須烏山市には例えばそういう行事があるときには、市長にお越しくさうとか、課長にお越しくさうとかという通知があるものがあるのではないかと。

通知があるものに関しましては、決裁が来て、これは課長に行ってもらおうかというふうになる、判こをおしていくのかなと思うんですね。そこに例えば欄を設けて、これはホームページ掲載、お知らせ版掲載、こういうふうにする。例えば興野の、これは来ているかどうかわかりませんが、ただ、来ているんじゃないかなと思うんですね、あの流れから見ると。通知が来ました。じゃあ、だれが行きましょう。普通民間なら、お客様ですからね、通知が来るのは。面

倒みていると思っていればまた、話は別ですけれども、お客様から通知が来て、お祭だよ。このお祭の通知はみんなに知らせて、お客さんいっぱい来て、市民の皆さんに楽しんでもらう。市の外から来てもらう。そういうほうがいいねと思えば、それ、ホームページにすぐアップだと、こういうふうになるのでないかな。そのほうがいいのではないかなと思うんですね。

ですから、通知にはホームページ掲載、私、お知らせ版がどうのこうのはないですよ。もちろんお知らせ版にも。ただ、お知らせ版というのは決まっているんですね、1日と15日でしよう。ホームページはその場でできるんでしょう。当然これがコンテンツマネジメントシステムのいいところです。このコンテンツマネジメントシステムを導入をしたということは、逆にそういうアイデアを出して、どんどん市民に情報を提供する。または、市の外の方にお越しをいただくための助力になると私は思うわけですね。簡単ですからね、お金かかりませんから、それ。ホームページ、そしてお知らせ版とやるだけ。そこをチェックして、これはお知らせ版に。

逆に、私、自分でホームページ書いて一生懸命やって、ここでこんなお祭があるんだと、先回りですね。広報お知らせ版に載ったのでは、終わりました話ですからね。先に行く。それがこのホームページのいいところなんですよ。ぜひそういうこと、アイデアどうでしょうかね、市長。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 一昨年のホームページ改善とともに、行祭事等あるいはお祭、イベント等知り得る限りの情報はホームページに掲載すべしというようなことは指示をいたしておりますが、やはりそういったところで漏れがあることもあったのも事実でございますので、基本的には今、議員がご提言のように、そのようなスタンスで市は考えていきたいと思っています。

○議長（滝田志孝） 3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） 市長はすべてホームページに公開をして、どんどん情報を提供していきましょうという基本スタンスがございます。ただ、やはり各課は忙しくなりますので、ああ、通知が来たな。だから逆にそこに例えば四角の2つの欄があれば、絶対漏らすということはないのかな。こういうふうに思うわけでございまして、四角のやつを2つやれば、ホームページなりお知らせ版なりに掲載ができる。非常に私としては天才的なアイデアかなと思っているわけでございますので、お金がかからず、市民の皆様が情報が提供できて喜ばれる。こういうことをやっていただきたいと思います。

続きまして、このホームページの協働のまちづくりの考え方でございますけれども、政教分離というのがありまして、宗教的なものがなかなかそこに載せられないというのが事実でございます。あしたなどは、弁天さんという元田町の神社のお祭があるようでございます。あと、

大木須のほうでしょうか、松倉山なんていう、これは県の文化財に指定されているそうでございます。そんなお祭などもあるそうですが、この松倉山の文化財なんかは、県の文化財ですから、茂木町では一生懸命宣伝してくれるそうなんです。松倉山というのは那須烏山市にある。

ただ、那須烏山市は、政教分離であまり宣伝してくれないんですよということなんです、山あげ祭やいろいろなささら舞とかそういうのも、もともとは宗教と関係があったことだと思うので、少し地元の方にそういう相談があったら、こんな形だったら、例えば何とかの会みたいなことで出したらどうだとか、そういう知恵を出して、せっかく県の文化財があって、そこで地域を盛り上げようというふうにお祭をやるような、逆にアドバイスをしてやる。そんなようなことが、私は協働のまちづくりにもつながってくるんじゃないかなと思います。

市長はいつもおっしゃっていますよね。できないというのではない。できる方法を考えろ。もう一度、市長、その話を課長のいる前で言っていただければありがたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 思想的あるいは政教分離のお話もされましたが、そういう中でも、国の無形文化財、山あげ祭は典型的な無形文化財でございますが、ささら獅子舞、そういったところも十分承知をいたしておりますので、私は時間が許す限り、すべて参加はできませんが、参加しております。

そういったところから、このホームページを使ったPRということでございますが、これは神社だからどうのこうのというような考えもあるかもしれませんが、考えは十分理解できますので、これもよく担当課と議論させて、そのような啓発につながれば私も大変いいことだと思いますから、そのようなことを担当課でよく議論させて検討させていきたいと思っておりますので、このこともご理解いただきたいと思います。

○議長（滝田志孝） 3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） 地域の皆様が一生懸命やっていることをどういうことか知恵を出して応援をしよう。それが地域の安心、安全にもつながってくるし、地域の活性化にもつながってくる。私はそういうふうに思っております。市長の考えは常々そういうことを言っているんだとは思いますが、なかなか一担当者になればそれを持ってこられたって、いや、私は判断できないよということになるのではないかなと思うんです。そういうものを上まで上げて、知恵を出して、多くの市民の皆さんに楽しんでいただいたり、市外からもお客さんが来ていただいたり、そういうような努力をする。

瞬時にアップできるホームページこそ、777万8,000円かけています。この宣伝広告費でチラシなんか出したら、とてもこんなのでは賄えない。全世界に発信できますので、そう

いうものをどんどん利用して、もっともそういうことをするために市長、これを入れたんですよ。どうですか。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） もちろんこの770万円、実際いろいろと付属を入れますと1,000万円を超える多額の費用を投資いたしておりますので、最大限こういったホームページ、そういった情報提供の母体として活用するということが基本的な理念でございますので、それは議員のご指摘のとおりでございます。

○議長（滝田志孝） 3番渋井由放議員。

○3番（渋井由放） お金には換算できないですけども、相当な発信力、もう本当に777万8,000円には変えがたいシステムでございます。どんどんこれを利用して、市内外からお客さんと呼ぶ、また、市から情報を市民にどんどん提供していただきたい。このように思っております。

それでは次、4点目の質問に移ります。最近、市長からもお話がありました国防総省の情報もウィキリークスとかというもので全世界に発信されて、私なんかも見たいとは思いますが、英語が読めませんので、見てもわからないかなという。本当に重要な情報までが漏洩をしまっているという現状は間違いないことございまして、また、それは故意にやっているんですね。そっちは故意でございます。

ところが、市長もおっしゃいましたように、人的なミス、いわゆるヒューマンエラーと言われるもの、これによって随分、データを紛失してしまったというようなことから、誤ってメールで情報が出ていってしまった。これがたびたび報じられております。

ヒューマンエラーをなくすためにはどうするんだと言ったら、毎回毎回の教育なんですね。まことに申しわけないんですけども、今までのホームページの実態を見ますと、そういう教育が少し足りないのではないかと。データが漏れますと、感じ方も違うんですが、ただ、データが漏れたというだけじゃなくて、この自分のパソコンの中とか、自分のうちですから、パソコンはね。うちの中に勝手に土足で入っているんだよというふうに考えてもらおうと、考え方ですからね、これはね。

そういう認識なんだよというふうに考えてもらいたいんですよ。データが出ていっちゃった。そのデータにいろいろアクセスされる。それはうちのかぎを渡しちゃったよ。かぎをあけて勝手に入って、冷蔵庫をあけて、ビールなんか飲んでいるんだよということに等しいということなんです、この情報の漏洩というのは。わかりやすく言えばですからね。

それで、そういう認識がもちろんあるとは私は思っておりますが、ちょっと疑問も出てくる。こういうことでございます。やはりそういう情報化の時代であればあるほど、しっかりとこの

辺を教育して間違いがないようにということを思いますが、これは当然そうだとということにはなるかと思うんですけれども、その教育の方法やそういうものを今後どのように対応していくのかということまで含めて、ちょっとお話しいただければと思うんですけれども。

○議長（滝田志孝） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） それではお答えいたします。先ほど市長の答弁にありました情報セキュリティポリシーですね、いわゆる情報セキュリティに関します基本的な方針が平成18年4月に制定をいたしまして、その際、全職員を対象にした、このポリシーに基づく職員研修を実施いたしました。

その後、新しく採用となった職員については個別に研修を実施してまいりましたけれども、平成18年に実施して以来、まだ全体的な研修というのがその後実施しておりませんので、今回、情報システムの更新もいたします。そういった操作の研修も含めまして、再度このセキュリティ対策に対する研修を全職員を対象として実施したいと考えてございます。

○議長（滝田志孝） 3番渋井由放議員。

○3番（渋井由放） 1回やるとしばらくやらないんだよというのでは、私はだめだと思うんですね。最低でも年に1回は必ずそういう相手のかぎを預かっているんですよ。宇都宮の庁舎ですね、かぎがそれこそ40何個もどんどんどんどんどできちちゃって、中に入って火事になっちゃいましたよという問題がある。わかりやすく言えば、ああいう事態にパソコンの中でですけども、なるおそれがあるんですよという認識のもとに、しっかり取り組んでもらう。そういうしっかりした取り組みがまた市民の皆様へに安心、安全を届けられるんだ。こういうことで考えておりますけれども、どうですか、その辺の年に1回ぐらいはしっかりやるんだという話はいかがでしょうかね。

○議長（滝田志孝） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） ご指摘のとおりでございます。先ほどのセキュリティポリシーの中には、基本的な方針のほか、技術対策基準、運用基準等が定められておりますけれども、その中で特に危機管理対策の部分、万が一、事故が発生した場合の対応マニュアルであるとか、そういった場合の市民の皆様への公表の基準であるとか、そういったものについて、まだ具体のマニュアルが整備が進んでおりませんので、今年度中に内部に情報セキュリティ推進班という組織、関係課の職員で組織しております組織がございますので、こちらのほうで今年度中を目安に対応マニュアル等も整備をいたしまして、さらに職員に対する研修を実施いたしまして、周知徹底を図っていきたいというふうに考えてございます。

○議長（滝田志孝） 3番渋井由放議員。

○3番（渋井由放） これ、もう一度認識として、市民の皆様から、かぎを預かっちゃうん

ですよというような、そのかぎが悪用されると大変なんですよという観点から、しっかり教育をやっていただければと思います。

それと、もしこれが流出しちゃったという、もちろん流出はしないとは思いますが、漏洩しちゃったというようなことになった場合、いわゆる危機管理ですね。それについてのマニュアルが今のところできていないんだよということだと思います。

中津川市が漏洩をさせてしまったときには、こういう理由で何件ぐらい、そして流出漏洩させてしまったんですよ。そして、対策としては、漏洩させてしまった方におわびをいたしましたよ。そして、それを消去してくれるようにまた頼みましたよ。こと細かく出ています。ホームページに出てますよ。その原因は何だったんだということまでしっかり出ているんですね。そして、どういう対策をとったんだ、ここまで出ていますから。

言い方は大変失礼なんですけれども、全庁的に云々というだけじゃなくて、間違っちゃった市はどうやったんだということも見てやってもらおうと、非常に中津川市は先進的でしたね。漏洩情報もきちんと出して、漏洩した皆さんにはおわびをして、そして、こういうようなことだったから漏洩してしまったんですね。申しわけありませんねというようなところまで、全庁挙げて対策、まずはこんなことをやりましたということまできちんと出ています。一度それを見ていただいて、私は全庁的に云々なんてやっているより、それは非常にいいものなので、それを。

先ほども言っていますけれども、うちのやつだけじゃなくて、よく皆さん言うでしょう、いやあ、地域の実情をかんがみ、周りの市町村のやつをなんて、今ホームページで何ぼでも取れますから。5つぐらい取って、それを重ね合わせれば、本当にいいものができるのでね。こんなこと言ったら、スピード感を持って、ことわざで言えば、これを言ったら怒られちゃうかもしれないけれども、「下手な考え、休みに似たり」なんですよ。もし、今、漏洩問題が出たとすれば、マニュアルがないからと言って、漏洩した人が納得しますか。しないでしょ、どうなっているんだと言うと思いますよ。

ほかで事例も何もなくてというのならともかく、事例もあるし、その対応もあるし、もっと私はこういうのは相手にかぎを渡しちゃうんですよという話がわかりやすいと思うんですけども、そのぐらい重要な問題なんです。そんなの速やかにやったらいいと思うんですけども、いかがですか。

○議長（滝田志孝） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） 今、ご紹介いただきました中津川市等の先進事例を参考に、早急にまとめてまいりたいと思います。

○議長（滝田志孝） 3番渋井由放議員。

○3番（渋井由放） 市民の安全、安心を守る那須烏山市でございます。市民のかぎを預かったという認識でしっかり、それをなくしちゃったときはどうするんだ。こういうところの対策がないというのが、非常に私にすれば間拔けた話だというふうに思います。すべて起こってから対処するのではなくて、起こる前にしっかり対策も立てて、また、周りの情報もしっかり収集をして分析をして、だって、情報の漏洩問題なんていうのは本当に毎日やっているぐらい、日常茶飯事みたいになっています。あの天下のソニーですら情報漏洩をしてしまった。あとは生命保険会社、銀行、大手のしっかり管理をしているところでも情報漏洩が起こった事実もございます。

ヒューマンエラーでございますので、ヒューマンエラーというのは何でこんなことになっちゃうのという間違いなんですよね。そんなことあるはずがないだろうというような間違いでございますから、教育も定期的に行っていただいて、その対策もしっかりとっていただいて、いついかなるときにでも速やかに対応ができる。こういう体制構築をお願いをいたしまして、本日の質問を終わらせていただきます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 答弁はよろしいですか。

以上で、3番渋井由放議員の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩をいたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時27分

○議長（滝田志孝） 休憩前に引き続き再開いたします。

通告に基づき18番樋山隆四郎議員の発言を許します。

18番樋山隆四郎議員。

〔18番 樋山隆四郎 登壇〕

○18番（樋山隆四郎） 議長より発言の許可を得ましたので、これから質問をいたします。

まず最初に、私は2項目にわたって質問をするわけですが、2番目の東日本大震災、これには2つに分かれております。1つは、地震による原子力発電所の危険性について、これはどのように認識するかということでもありますから、これは認識論の問題でありますから、これは自由に答弁をして結構であります。

また、第2番目の発電所の放射能漏れ、これは当市にどのような影響があるのかということですが、これは文部科学省の基準とか、厚生労働省、原子力安全委員会、こういうものの基準が果たしてそれが本当に人体に影響のない数値なのか。その基準を信用していいのか。

この辺のところを私は質問する予定であります。

最初の基本構想あるいは基本計画、この問題は今から約5年前に合併して、次の年にこの構想、計画を策定をして発表したわけでありまして。しかし、5年たった。その間にやはり世界情勢、いろいろな情勢の変化、これに対応するために新しく今度はもう1回改正をしたい。こういう発言であります。この中に、前は約800万円という金額を使ってこの構想と基本計画をつくり上げて小冊子にした。しかし、今回もコンサルタントに依頼をするのか。

私は、自分のまちの計画は自分のまちでできなければ、市民に合った、また市に合った計画はないんじゃないのか。金太郎あめのごとくコンサル会社はいろいろな自治体の基本計画なり、基本構想を依頼を受けてこれを作成しているわけでありまして。しかし、コンサルは数字とか資料を請求するだけで、この地域に1年もとどまって、そして、本当にこの地域がどういうふうな地域になればいいのか。こういうものを計画するわけではないのであります。ですから、私はそれはぜひとも市の職員にやっていただきたい。こんな意味合いを持って質問をするわけでありまして。

私、いつも最初はちょっと長くやるんですが、きょうは認識論の問題とかいろいろありますから、方針を変えまして、まず最初に、市のほうから答弁をいただきたい。そしてまた、今度私のほうでさらに質問する。そういう形になると思いますので、ひとつどうぞよろしく願いをいたします。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま18番樋山隆四郎議員から、基本構想、基本計画の改正について、そして、東日本大震災の地震と放射能漏れについて、大きく2項目にわたってご質問をいただきました。その順序に従いましてお答えをいたします。

まず、基本構想、基本計画の改正について、その中でコンサルタント会社に依頼をするのか。このようなお尋ねでございます。市の総合計画、合併時の新市の基本計画、これらを尊重する形で2年半の期間をかけまして総合計画審議会、5つのまちづくり懇談会を初めとした多くの市民との協働により策定をしたものでございまして、この計画に基づき平成20年度からさまざまな施策展開をしてきたところでございます。

しかしながら、さきに発生いたしました東日本大震災によりまして、市内、大変大きな被害を受けておりますことから、今後のまちづくりの基軸をまず安心、安全に転換することが必要である。このように考えたところでございます。このために、5月31日、議会全員協議会におきまして、議員各位にご説明を申し上げました。

東日本大震災の発生を踏まえた市の総合計画等行財政関連計画に係る今後の対応方針を決定

をいたしまして、総合計画基本構想の見直し及び後期基本計画の策定を進める準備をしているところであります。

平成20年度から10年間、まちづくりビジョンであります総合計画基本構想の見直しにつきましては、この前期計画、平成24年度まででございますが、この基本理念でありますみんなの知恵と協働によるひかり輝くまちづくりや、まちの将来像、都市構成といった計画策定時と大きな変化がない部分は、そのまま生かしていきたいと考えております。

また、少子高齢化の急進展や人口減少、回復の兆しが見えない社会経済情勢、そして震災、原発事故に伴う安全、安心対策の必要性などを踏まえながら、平成29年度を目標とした人口フレーム、重点戦略のあり方について見直しを図っていきたく思っています。そして、平成25年度からスタートいたします後期基本計画に反映をしたいと考えております。

その後期の基本計画でございますが、平成22年度より策定に向けた準備を進めてきたところでございますが、基本構想の見直しにあわせてスケジュールを修正をさせていただき、平成25年度のスタートに間に合うよう取り組んでいきたいと考えております。

さて、本題となります議員ご質問のコンサルタント会社の活用でございますが、既に市民の意向調査等を実施中でありますことから、総合政策審議会などを有効に活用させていただきまして、原則外部委託ではなくて自前の計画を策定をしていきたいと考えております。

しかしながら、人口フレームあるいは設計、データ解析など、専門的な技術的支援が必要となる部分につきましては、コンサルタント会社に委託したいと考えておりますが、それは20万円でございますが、今回の補正予算で計上させていただいたところでございます。

以上のように、コンサルタント会社の活用につきましては、費用対効果を十分に検証して、原則職員の資質向上を図る観点からも最小限にとどめてまいります。基本的に自前でつくるということを再度申し上げまして、答弁とさせていただきたいと思っております。

次に、東日本大震災の地震と放射能漏れについてお尋ねがございました。まず、原子力発電所の危険性でございます。大震災に伴う福島第一原発の放射能漏れの事故では、ご案内のように半径20キロ圏内が災害対策基本法に基づく警戒区域に設定をされております。民間人は強制的に退去あるいは立入禁止、このような措置がとられているところであります。

また、警戒区域外でも、飯館村全域等が計画的避難区域に指定をされていまして、住民が避難をいたしております。さらにはこの計画的避難区域外の30キロ圏内は、緊急時に屋内退避あるいは避難の準備が求められる緊急時避難準備区域に指定をされております。これらの地域に住民がいつ戻れるか全く予想もつかない状況下であります。

また、放射性物質の大量放出によりまして、東北、関東地方の農畜産物から暫定規制値以上の放射性物質が検出をされていまして、農畜産物の出荷制限あるいは風評被害、農林漁業や

観光業に深刻な打撃を与えております。

さらに、原発付近の住民の多くが内部被曝をしていることも判明をいたしてございまして、遠く離れた栃木県、千葉県の一部でも放射性物質が大量に降下をしております。多くの地域で除染作業を余儀なくされておりますほか、産業界にも大きな影響を及ぼしております。

事故現場から100キロ以上離れた本市におきましても、農畜産物の出荷制限、風評被害など多くの損害が発生をしているほか、下水道の汚泥、焼却炉の灰に放射性物質が確認をされてございまして、その処理に苦慮しているところであります。また、市民の放射能汚染に対する不安、その不安を解消するための放射性物質や放射線量調査など、多大な負担を強いられております。

この事故によりまして、日本における安全、安心に対する考え方は大きく変わりました。中でも原発神話の崩壊は、日本にエネルギー政策の再構築を突きつけたばかりか、我々地方行政を含めた国民全体に原子力災害対策の必要性を認識させております。また、国内のみならず世界じゅうでも、この原発のあり方を問い直すなどエネルギー政策に多大な影響を与えているところでございます。

この栃木県を含む県内市町は隣接をする茨城県、福島県に大規模な原子力発電が多数存在するにもかかわらず、これまで原子力災害に対して全く無防備でありました。国におきましても、原子力施設を有する県及び市町村のみを原子力災害対策地域と定め、栃木県は情報収集すらままならない状況にありました。

しかし、先ほども申し上げましたように、本市を含む栃木県では、今回の事故を受けて多大な被害を受けております。まして、本市は茨城県東海村日本原電（株）東海発電所から本市までわずか37キロであります。さらに、那珂市の日本原子力研究開発機構核融合研究所からは31キロ、そのような近距離にございます。これらの施設で原子力災害があった場合、本市の被害はさらに甚大でございます。そのような予想がされます。

このため、市では議員もご質問の原発施設の危険性につきましては、極めて懸念をしているところであります。そこで、放射能被害発生時の対応も含めて、地域防災計画を抜本的に見直すことにいたしました。京都大学の畑山准教授をアドバイザーに迎えまして、9月1日から市内のプロジェクトチームによる策定作業を始めております。あわせて、原発事故を想定した情報収集、連絡体制、大規模な避難体制の確立、モニタリング体制の整備など緊急時の行動を定めた危機管理マニュアルも策定をしていきたいと考えています。

次に、福島第一原発の放射能漏れ事故の影響であります。既に、中山議員への答弁の中でも、本市の被害状況について答弁をしておりますことから、一部繰り返しとなることもあると思います。ご了承いただきたいと思います。

市といたしまして、原発事故に伴いまして、水道水の放射性物質検査、空間放射線量調査機器購入、下水道汚泥検査とその処理、プール水質検査などを実施いたしまして、その結果をホームページや広報紙、防災無線などで公表するなど、さまざまな対策を講じてきたところでございます。

現在のところは、下水道汚泥を除きまして、基準値を上回る放射性物質あるいは空間放射線量は確認をされていませんが、今後は広域保健衛生センターの焼却灰などの処理も必要になることが予想されています。

また、農産物及び畜産物の出荷停止及び風評被害につきましては、多大な損害を受けておりまして、順次、東京電力に損害賠償請求を出すことといたしておりますが、これからもブランド回復に多くの期間を要することが予想されます。本市の基幹産業であります農林業に受けたダメージは計り知れないと認識しております。

さらに、放射能の影響を受けやすい子供たちへの健康不安も少なくございません。マスコミやインターネットなどでさまざまな情報が飛び交う中、保護者から対策を求める声が届いています。このため、8月24日、文部科学省通知の学校の校舎・校庭などの線量低減について、これに基づきまして本市の放射能対策指針を策定してまいりたいと考えております。あわせて、専門家の指導等も受けながら、放射能への不安軽減のためにでき得る取り組みを積極的に進めてまいり所存であります。

以上答弁を終わります。

○議長（滝田志孝） 18番樋山隆四郎議員。

○18番（樋山隆四郎） 今、市長からの答弁がありました。まず、第1番目のコンサルタントに依頼をするのか。今回に限り、これは依頼をしない。しかし、人口フレームとかいろいろ数字的な問題があるので、これに関してはコンサルタントに依頼をしなければならない。費用20万円という答弁をいただきました。

この中で、人口フレームにしてもそうですが、今度は予定とか希望とかこういう数字を入れる気があるのかどうか。3万人を切っちゃいかんと。ところがもう3万人どころじゃないんですね。2万9,500人ぐらいまでいっているわけです。現実はどうもどんどん減って、ちゃんとした市のシミュレーションでは、あと5年たつと2万7,500人、こういう数値も出ているわけでありまして。

ですから、本当に現状認識をしっかりとしているのか。そういうふうにして、人口が減ったときどうするんだ。その対策をどうするんだ。これが求められるわけでありまして。人口に関してもそうであります。企業誘致に関してもそうであります。こういうものを理想的な数字を並べるのではなくて、現実問題でこうだと。では、企業誘致ができなければ、それではこの市はど

ういうふうにして生きていくんだと。

こういうものを考えて、あるいは構想の中に練って、計画の中で実現していく。これが本当の計画ではないのか。ところが、あれだけの立派なものをつくって、我々議員にもあるいは指示もありますが、あれの中でどれだけ実現したのか。これは予算措置までしているわけでありますが、主な事業という別紙のものを見ると、ピックアップして幾つかやるわけですね。

それならば、むしろ道路整備なら道路整備と、これに平成25年あるいは平成27年までにどうすればいいのか。ポイントを決めてやる。その計画をどうするのか。予算措置をどうするのか。こういう緻密な計画をして全体的な計画、なければこれは県のほうに出すので困るということであれば、それは形としてつくってはいいかもかもしれません。それは雑なものでも県のほうで認めればいいわけであります。

それよりも、市として今、本当に困っている問題をどう解決するか。こういうものを作って計画の中を実行していく。これが一番必要なんです。特にこの那須烏山市は依存財源が非常に高い。もう財源が枯渇したら、国、県から来るものがなかったらやっていけない。いち早くこれを脱却して自主財源で市としての平均である70%ぐらいまではもっていければいい。それにはどうするんだ。

今140億円近い財政支出がありますが、80億円ぐらいでやっていけるようにすれば、依存財源もうんと減ってくるわけであります。自主財源の率が多くなってくるわけでありますから、こういうものを考えながら、これからの基本計画をいかにしてつくっていくか。

これはできるのは職員しかいない。職員でなければできない。ですから、職員に本気になってこれから新しくやる。修正させるでしょうが、こういうものをするときには職員が本気になってこれは考えて、この市に合った計画をつくってもらわなければいけない。私はこういうふうに考えておりますが、市長はどのような考えかお尋ねをいたします。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 総合計画の今後の進め方等については総合政策課長のほうから答弁をさせたいと思いますが、今言われております総合計画の問題は、前期でもお示しをいたしましたけれども、平成20年度から始まった総合計画はいわゆるビジョン、そして基本計画と実施計画、そういった3層構造に実はなっております。したがって、この後期計画を見直すときに、じゃあ、どういったところを見直していくんだといったときに、ビジョン構想はあまり変更しなくてもいいだろうというような考えを基本的に持っています。

したがって、基本計画の中での2年ごとにローリングする実施計画については、実態に即したものでなければならぬなと思っております。さらに、先ほど標準財政規模のお話もされましたけれども、80億円というのはなかなか困難であります。今必要なインフラ整備を進め

ている関係上、合併特例債を活用しながらやっております、140億円程度に膨らんでいるわけでございますけれども、そのようなことも行財政のアクションプランとあわせて、この標準財政規模を下げる努力も当然この基本計画には盛り込まなければならないと思っております。

また、人口フレーム、自主財源につきましても、前期計画ではそれらのシミュレーションで10年後は2万7,000人台というのは事実としてわかっております。認識しておりますが、やはり合併特例法で3万人でようやく滑り込み市になったということは、やはり市の責任もあるということでもございましたが、そういった観点から、私はとにかく市政に移行したことは人口規模でもって移行したということでもありますから、何とかこれは死守をする。そういったところに努力を傾注したいという思いから、3万人ということを出したわけでございますが、実態に即していないということをおっしゃればそのとおりでございますので、後期の基本計画はこの専門家、そういった今後の人口シミュレーション等のことを採用しながら、実態に即した人口フレームをつくっていきたいと思っております。

また、年々目減りをする自主財源でございますが、議員ご指摘のとおり、この市政をこれから運営するのに大きな課題でございます。30億円台が今28億円になってしまいました。毎年目減りをしております。経済状況もあるんですが、やはりそういうところは人口減少と少子高齢化問題、これが大きな原因でございますので、解決策はそういった施策を講じることがその解消につながると思っておりますので、そういったところは重点的に総合計画に盛り込むことが必要だろうと思えます。

○議長（滝田志孝） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） それでは、私のほうから、総合計画の基本構想、基本計画策定の基本的な考え方並びに現在の進捗状況についてご説明をさせていただきたいと思えます。

基本構想の部分につきまして、現在、総合政策審議会のほうでご議論をいただいているところなんですけれども、その中の重点的なポイントというのが、まちづくりの根幹にかかわります人口フレームの問題、それから、人口3万人を達成するために、これまでさまざまな定住促進等のプロジェクトを実施してまいりましたけれども、そういった重点プロジェクトの事業効果の検証、それを今年度実施するというところで進めております。

人口フレームでございますけれども、まず、議員ご指摘のように、総合計画の今の基本構想の中で基本推計でいきますと、平成29年には2万7,500人という推計でございましたけれども、中間年次の平成24年にはおおよそ2万9,100人程度であろうというような推計が示されております。

今回、昨年10月に国勢調査を実施いたしましたところ、速報値はまだ確定しておりませんが、2万9,177人という数字でございました。当初の予想よりも人口減少が進んでいる

というような状況もございましたので、私ども事務局の内部で住民基本台帳等の人口異動を調査いたしまして、やはり人口の減少というものの進み方が予想よりも進んでいるということで、詳細な人口フレームの推計が必要だろうということで、今回そういった作業に入らせていただくことになっております。

人口減少の状況なんですけど、やはり地域的な偏りというのがかなり多くございます。例えば旧南那須地域でいいますと、荒川地区はほぼ横ばいでございますけれども、下江川地区については300名程度の減少になっている。烏山地区においても、地域ごとにそういった偏りといいますか減少幅が違っております。当然そういうことでありますと、地域ごとに少子高齢化の状況というのも詳細に今後シミュレーションをした上で、各地域ごとの具体的な施策をどうしていくかというような検討も必要になってまいります。

ということで、具体的な人口推計のシミュレーションを経た上で、総合計画審議会の皆様にこれまで進めてきた重点プロジェクト、それから今後の施策、これをどうするかというご議論をいただきたいというふうに考えております。

基本計画につきましては、そういった検証作業を今年度行いまして、平成24年度に総合計画の基本計画の中にまちづくり編と行政経営編という2編に分かれております。まちづくり編が一般的なまちづくりの施策を定めたものでございますので、そちらのほうの具体的な施策を1つ1つ審議会の皆さんにチェックをしていただいて、よりよい計画にまとめていきたいというふうに考えております。

行政経営編につきましては、行革大綱にあたる部分でございますが、こちらにつきましては平成22年度に35の施策チェックを終了しておりますので、それをもとに今後の新たな行財政改革アクションプランを策定していくという予定でおりますので、そういった作業につきましては、できるだけ前倒しで進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） ここで休憩をいたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○議長（滝田志孝） 休憩前に引き続き再開いたします。

18番樋山隆四郎議員。

○18番（樋山隆四郎） 総合政策課長から今答弁をいただきました。人口問題、いろいろな答弁がありましたが、やはり問題は、この中でこれから新しく作成する総合計画の基本計画あるいはその実施計画、こういうものの中に、いかに現実に合ったものを入れていくか。また、

そしてそれが実現できるか。そのときには大きな目標をまず掲げておかなければならない。それでなければ何のローリングシステムかわからない。

こういうことでありますので、この那須烏山市の現状というものを十分に把握をして、そして、その中で最優先にやらなければならない問題はどれなのか。それと、長期的に挑戦をしなければ、この問題はすぐには解決しない。こういう観点からも、何問か1つの解決課題を見いだして、そしてそれを実現していく。

すべてのものを羅列しても、これはなかなか効果が出てこない、つまみ食いでは。やはりそれに集中して、ない予算を投入する。こういうことが必要ではないかと私は考えるわけですが、その辺に関してはこれからどのような計画でこれを実行していくのか。既にヒアリングだけではなくて意識調査もやっている。既に手がけているということでもありますから、その辺の内容がわかればお示しをしていただきたい。

○議長（滝田志孝） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） お答えいたします。まず、目標を掲げるということにつきましてでございますけれども、前期基本計画の中にも各種施策の中で、それぞれの施策の目標値というものを掲げておりますけれども、後期計画の中ではさらにそれらを精査をいたしまして、より具体的な目標値を掲げていきたいというふうに考えております。

それから、重点プロジェクトにつきましては、先ほど申しましたように、今年度中にこれまでに実施してきました定住促進に関する重点プロジェクト、それらを再度総点検いたしまして後期計画に向けて優先順位を調整してまいりたいというふうに思っております。

それから、今アンケート調査の件がございましたけれども、まだ概算の段階なんですけど、約30%の方に回答をいただきましたけれども、中で特に急いで集計した部分がございます、現在の那須烏山市の行政全般の中で何を不安に思っているか、何を心配しているかというような問いについて、概算で集計したところなんですけど、その中で一番多いのが、人口減少や高齢化が進んでいるという不安が62%ということで多く上がっております。そのほか、市の財政事情が厳しいとか、雇用の場の創出や確保が不十分であるといった声が寄せられております。まだ、これは単純集計で、これから詳細な分析をいたしますが、そういった声をもとに総合政策審議会あるいは行政内部で、今後、重点的なプロジェクトをどうするかというような検討をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 18番樋山隆四郎議員。

○18番（樋山隆四郎） 今、市民が何を考えているか。どうしてほしいかという中で、人口問題もそうであります。産業がなくて、この地域が疲弊をするばかりだということでありま

すが、特に産業の問題で、今、この那須烏山市の平均年齢はどのぐらいなのか。高齢者も生まれたばかりの赤ちゃんもいますが、それともう一つは生産年齢人口がどういうふうに移しているのか。わかればその辺をひとつお示しをいただきたい。

○議長（滝田志孝） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） 平均年齢については、現在まだ算出しておりませんのであれなんです。生産年齢人口等につきましても、平成22年度の国勢調査の結果が間もなく確定いたしますので、それによって再度集計し直してみたいと思います。現在、ちょっと手元に資料がございません。申しわけございません。

○議長（滝田志孝） 18番樋山隆四郎議員。

○18番（樋山隆四郎） 生産年齢人口というのは1年ではわからないので、過去5年とか10年の間、どれだけそれが減っているのか。これがこの那須烏山市の活力源になるわけであり。その人口が減っているということは、これは活力が衰退しているということになるわけであり。ですから、それは1年2年じゃなくて10年ぐらいさかのぼって調べてもらいたい。そして、どういうふうな経過になっているのか。そうでないと、今度は生産年齢人口が減っているということはどういうことなのかということ、高齢者がふえるということでしょう。そういうものを緻密に現状認識、分析をしながら、対策をどう考えていくか。そういうものがなければ、いかに計画をつくっても、計画倒れになるんですよ。対策も立てられない。

だから、その分析をするのは、やはりコンサルタントに頼むのではなくて、自分のところでこういうふうに移していれば、これからどうしなくちゃならないんだ。ところがどっこい、その生産年齢人口があっても、企業がなければ就労する場所がない。これが一番今、この地域の大問題なんです。これをどう解決するかと言ったって、言葉では解決と言いますが、並大抵のものではないんです。企業が来ない。人はふえない。どういうふうにするんだ、ここが思案のしどころだから、これをどういうふうにするか。優秀な職員が知恵を出し合って考えていく。出なければ、しょうがないからこの移をしていって、高齢者がふえる。この高齢者をどう対応するか。こういうものも考えなければいけないわけであり。ます。

すべてに結論が出るとは限らない。出ないものだってあるんだから、そういうものに関してはどうすればいいんだ。こういうところまで深く突っ込んでいかなければ、計画というものは結局絵にかいたもちになる。

だから、私は厳しく言うのはそこを言っているんで、これからこの問題に関しても作成中であるということであり。ますから、これは真剣に考えてそういう問題を1つ1つ、本来ならば私はプロジェクトで各課から何人か集めてプロジェクトチームをつくって、そしてその中で討議をしながらまとめていく。そういうふうな方法が一番いいんだと。それがこの那須烏山市の現

状に合った計画がつくられるということ、何度もこういうものがあつたときは私は質問しているのですが、なかなかそのとおりに進んでいかない。私の見るところではそういうふうな認識をしています。

ですから、ぜひとも今度はちょっと変わった総合計画なり、実現可能なものにしていただきたい。こういうふうを考えております。こればかりやっていると時間がなくなりますので、次の質問に移らせていただきます。

さて、これからが大分問題なんですが、地震による原発の危険性についてどのような認識をお持ちかということで、先ほど市長から答弁をしていただきました。これはそれなりのあれがあります。しかし、まず地震というものをどういうふうに認識しているのか。今、この日本列島というものは地震の巣の上にある。これは地質学者あるいは地震学者、いろいろな各研究機関が発表をしていますが、この中で一番危険性のあるのはどこか。直近の問題で浜岡原発が指摘されて、それを菅首相は運転停止に持ち込んだというのが現実であります。

しかし、これからこの浜岡原発だけでなく、ほかにもある原発、北海道から九州まで54基の原発があります。その中で、原発の大きな事故に結びつかなかったのは柏崎の刈羽原発であります。これは中越沖地震で相当な被害を受けました。あれもひとつ間違えば完全に今の福島の津波じゃなくて、地震による大事故が起きたわけであります。

ですから、こういう問題に関して至るところにある原発がどういうところにあるかといいますと、柏崎というのは糸魚川静岡の構造線、柏崎と千葉の構造線、その間がフォッサマグナと言われていますが、そのほか今度は諏訪湖から九州の南端まで、あるいは沖縄まで続く中央構造線、こういうものが走っているわけであります。

こういう中において、原発がなぜそういうところにつくられるのかということ、原発の立地法という中で、昭和35年ごろだと思いますが、そのころにつくったその科学技術庁長官であった佐藤栄作氏がやった時代のものですが、これが結局人口の少ないところ、こういうところをまず最初に挙げているわけであります。

事故が起きて、被害がない。それはどこを見ても、仙台にはない、東京にはない、名古屋にはない、大阪にはない、ここから外れたところにすべてつくっているわけであります。ですから、既に原発をつくる時、その前に事故が起きたらどういうふうな状況になるかというシミュレーションを、日本の政府はやったわけであります。同じことを数年前にアメリカが原発を始めるときにやっているわけです。

ですから、こういうものをもとにしてやれば、どれだけの被害があるか。その想定をしたのは茨城県の東海村です。16万5,000キロワット、あんな小さいのでもどれだけの被害があるか。1,000キロはだめだと。ところが、今、福島にある原発は76万キロワット、と

んでもない。これが4号機あります。5、6は100万キロワット、135万キロワット、こういうものが事故になったら、もう日本全土が壊滅する。

この辺のことを政府は知っていたわけなんです。しかし、それに対して安全である、安全であると。そういうことを何回も繰り返している。原発立地の地域にはとにかく耳にたこができるほど安全だ安全だと言って、そして運転をし続けてきた。しかし、この結果どうなったか。今、福島原発、この状況を見ればわかるように、もうあそこの飯館村、それから福島原発のおそらく20キロ圏内、ここはもう長い間、住むことはできない。もう既に学者は30年や40年だめだろう。そういう説もあるわけでありまして。

ですから、こういう危険なものをこの地震の巣の上につくる。こういうことに対して、あるいはその原子力を許可する原子力安全委員会、保安委員会、こういうものがいかにずさんであったかということがわかるわけでありまして、こういう問題に関して危険性を、これは環境課の問題なのかこの問題なのかわかりませんが、市としてはどのぐらい認識しているのか。この辺のところを少し質問をしてみたいと思います。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 先ほども最初に答弁をした件とちょっと重複するところもございまして。日本における原子力発電所の安全神話は今回の事故で完全に崩れた、崩壊をしたと言ってもいいと思います。議員ご指摘のとおりであります。

そして、今、この対応をどうするかということ国策を進めてきた原子力安全委員会を初め、今、この原子力関係の機関は省庁縦割りに実はなっております。この危機管理のあり方も文部科学省にSPDなる組織があったりとか、あるいは原子力委員会は経済産業省の下であるとか、総務省の下にもまたそういった報道官がいるとか、そういった中で、もちろん東電は経済産業省の傘下にあると言ってもいいんですけども、そういった縦割りのところの弊害がやはり今回の安全神話が崩れたもとにあるのではないかと私は感じています。

そういうところから、今、新政権になって野田政権の言葉を借りれば、来年4月に原子力庁をつくるんだというようなことで、その組織を一元化するというので、その中でさらにこの安全マニュアルを進めていくんだということでございまして、これは大変歓迎すべき事項だと思っているんです。

そういう中で、先ほど、じゃあ、本市の考え方はどうだと言え、やはり原子力54基をこれから増設するということは考えにくい。したがって減少させること、これを市としては要望したいと思うんです。そして、それを代替エネルギーを自然エネルギーに変えていくというようなスタンスをとっていきたいと思います。そういうようなところから、メガソーラーにも積極的に参加するというのはそこにもあるわけでありまして。

そういうところで、先ほど東海村の原発に触れられましたけれども、先ほどもこれは申し上げましたが、当初は37キロ、隣的那珂市の研究所からは31キロ、また、臨界事故も10年前に起こしているわけですね。そういったところの解決策というのがまだほんとうに有事の際の避難状況というのがマニュアル化されていないんですね。その辺のところを私は一番懸念しています。

ですから、原発が3月11日、メルトダウンを起こしてから、知事との懇談であるとか、市町長会とか今までに8回行われました。そのたびに、私は原子力の放射能問題に対する要望、質問をずっと続けてきました。続けて、きのう市長会を通じて要望しようとしたところは、実は原子力の安全協定の締結をぜひすべきだというようなところを要望しております。

これは京都府とか滋賀県でも当該地と栃木県が東海村の原子力研究所に対して、今ストレステスト、そういったところを十分にやっではいるでしょうけれども、新たな庁ができてから、新たな組織ができてから、さらにそういったスタッフのもとで100%安全だということができたら、やはり再開をすべきだと。具体的に言えばそういった要望なんです。そういったところも市長会を通じてやっていきたいと考えています。

そのようなところから、市のスタンスとしては極めて今回の事故を受けて、近距離にある東海村の原研については、本当に危機意識を持っているというふうにご理解いただきたいと思えます。

○議長（滝田志孝） 18番樋山隆四郎議員。

○18番（樋山隆四郎） 今、市長から原発の事故に関して当市ではどういう対応をしたか。安全協定を結んであるいは今の原発のストレステストをして安全であれば、再開もいいのではないかと、そういう立場だというような説明がありました。私は安全協定という中においても、特に今度の福島原発の事故に関しては、とにかく正確な情報が出てこない。この正確な情報が出てこないために、どういう結果を生んだか。まず、メルトダウンがあったかないのかという問題に関しても、これはないと言い張ってきたが、とうとう何十日か後には認めざるを得なくなった。

それともう一つは、なぜそういうふうに対応がおくれたのかといったとき、東電の社長は、中国にいろいろな人を引き連れて表敬訪問していた。そして、現場所長と連絡がとれなくて真水を入れれば大丈夫だが、海水を入れたらもうあれは廃炉にするしかない。とんでもない損害になる。だから、社長の決断を得なければできない。これで半日近くつぶしたわけであり。初期にいかに適切な処置をしていれば、あれほどの事故にならなかったという説もあるわけであり。

またその後、いろいろな状況が変わって、それでもなかなか正確な情報を出してこない。だ

から、一番問題なのは、使用済み核燃料のプールの再燃、こういうこともあったし、压力容器の中の再燃ということもあった。そのときに何が必要だったのか、だれが問題を起こした。東電はクロル38という物質、これが検出されているということを、これは再燃が起こったり、核反応が起こらなければ出てこない物質なんです。

これを出てきたとって報告をして、またそれを取り上げた。誤報であったと、こういういかげんなことをやっているんだから、あの当時、もしかしたらメルトダウンで水蒸気爆発が起こるのではないか。だから、アメリカあるいはほかの駐在員はみんな日本から逃げたわけです。あの当時、香港の高級ホテルは満杯、入れない。大阪もそうであります。それはどういうことかという、諸外国はもう既にこの問題をキャッチしているわけです。日本政府がそれを国民にだけ知らせなかった。こういうことをやったんです。

直ちに人体には影響ない、影響ないと何回枝野官房長官が言ったか。ところが、今、福島飯館村の住民はどういうことになっているか。あの当時に被曝した量は半端ではない。子供たちも違うところで今やっていますが、ほとんどの子供が被曝している。なぜそのときにこういう問題が危ないからすぐ避難しろと、強制避難でもいいからやると言っていれば、被曝量は減ったわけであります。安心だ安心だと言って、今でも安心だと言っている。健康に害はない。こういう政府発表を果たして信頼していいのかどうか。

今、市長は原子力安全協定を結ぶと、そういうふうにしてこれから対策を考えていくんだということを言っております。しかし、私はこれから後の話になりますが、幼稚園の被曝量、放射線の何マイクロシーベルト、これが果たして年間放射能を受ける許容限度の1ミリシーベルト以下であるのかないのかということもちゃんと出ますから、それはそれなりに時間の範囲内で発表いたしますが、こういう問題に関して、私は最終的には民主党政権も原発はもうつくりません。ストップだと、これからできるのは使えるものだけは使わなければ、なぜかという、電気の供給量が間に合わないんだと。こういうことを言っているわけでありますが、実際計算すると、自家発電と火力発電を総動員すれば、水力も含めて、今の日本の電力需要にはほぼ間に合う。こういう計算もあるわけであります。ただし、夏の3日か4日の暑いときは足りないのかな。それ以外は十分に間に合う。

ですから、今、原発がなければだめだだめだと言って、ことしの夏も大分大騒ぎをしました。そして、原発再稼働に向けて動こうとしている。こういう問題がことごとく暴露されていくわけであります。それは、電力会社を含めて通産省、こういうところの下部組織、原子力保安安全委員会、原子力安全委員会、本来ならばここは原子力行政にしてチェックをしなければならない。そういう機関であります、それが泥棒と警察が一緒にあるようなものですよ。

そういう状況で、今、原発を稼働しているということは、国民はどれだけ危険にさらされて

いるか。そういう問題がはっきりわかったわけでありますから、これは市長としても、特に東海村JOCの事故、もう10年ぐらい前になりますが、あそこで2人の人が被曝をして死にました。あれだって、結局コスト削減ですよ。本来のルートを使ってあれをやるんじゃなくて、ステンレスのバケツでプルトニウムを入れたというんですよ。こんなばかな話があるか。当然それは臨界になりますよ。青い炎が見えた。それで、その人は被曝してやけどしたと言えば、海へ行って日焼けした程度だと。80日後には死にしました。

こういう状況はどれだけ原発の放射能汚染の問題が大変かということは、そういうことを見ても、あるいはチェルノブイリを見てもわかるはずであります。ですから、自治体の長としても安全協定、さすがにそれはそれなりの対応はしていると思います、今できる対応は。しかし、それでその後どうするんだと。正確な情報をできるだけスピーディーに出してくれなければこちらで対応のしようがないんですよ。35キロあるいは31キロと、東海村から、こういう数値が出ているわけでありますから、万が一のときにはどうするのかといったときには、政府に対して安全協定も結構であります。しかし、情報開示をスピーディーにしると。まずこれが大切だ。これをしなければ対応のしようがない。

ですから、私は市長にお願いしたいのは、協定書も必要であります、福島原発のこの轍を踏まないようにするには、正確な情報をいち早く提供しと。そういうことをひとつ言っただきたい。こういうふうに考えておりますが、市長はそういう問題に関してどういうふうな見解をお持ちか。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） お答えをいたします。最後に議員のほうからスピード、スピーディーというようなお話がありましたが、スピーディーという文部科学省の外郭団体の組織が実はございます。これはスピーディーと言いまして、緊急迅速放射能影響予測ネットワークシステムのことを言います。これは実は3月11日のメルトダウンで放射能が散ったわけですね。そのときの気流の関係とかで、そのときでどういったところがホットスポットというのが実はわかっていたんです、これはスピーディーという機関で。

そのときに情報をいち早く流して退避をさせるというのが危機管理であって、そういったところが全くなされていないというところが、さっきの議員のご指摘のとおりなんです。あと、この原子力委員会の中でオフサイトセンターという組織も実はあるんです。これはそういった近接をしている場所にあるんですが、そういったスタッフも全然そこに入れられないというようなことになって、全く機能していないというようなところが、今回のことで明確になったのが早く1カ月後なんです。

そのときには被曝としては遅いわけですね。もう1週間後には全部散らばっているわけですね。

これは足柄から静岡茶まで出ているように、気流によってはホットスポットにばらまいたわけですから、そういった情報が全く流れていないというようなところから、私は5月26日、これは市町村長会だったんですけども、このときに提言をしたのが原子力災害推進のための産学官連携による協議機関の設置、これは情報をいち早く流してもらって、これを県民あるいは市民、そういったところに的確な正確な情報を流す。そういった受け皿の機関をつくるべきだ。そういった提案をしたんですね。

それはなぜかと言いますと、やはり栃木県には原子力施設がありませんね。したがって、そういった情報が流れない仕組みになっているんですよ。福島県とか茨城県はそういった施設がありますから、十分詳細な情報が流れているんですね。それを公表するかしないかの問題です。ですが、今回はそういった公表をしない。やはり国の指導もあったんだと思いますけれども、していませんね、茨城県も。

ですから、そういった福島県の受け皿の組織を早く栃木県でもつくるべきだ。はっきりとそういった提案を出した。知事は産学官の前に内部でもう既につくっているというようなご回答でしたが、いずれそういった受け皿の組織はつくることになると思います。

そういったところで、私はそれで茨城県の37キロというのは、どうしてもこれはね、仮に老朽化している東海原発が一朝有事の際は、今のこの福島の当該地域の二の舞になることは間違いありませんから、栃木県庁でさえ70キロと離れていません。

ですから、そういった危機意識を十分私は県全体でやはり意識を持ってもらうというような1つの啓発もあったんですけども、そういったところで、ことあるごとにそういった直接知事への要望は繰り返しているわけでございます。東海村と栃木県で最も一番近いのは茂木町なんですけど、那須烏山市、特に烏山地区は隣接をしているということでございますから、そういった要望は粘り強く今後も続けていきたい。私はそう思っています。

○議長（滝田志孝） 18番樋山隆四郎議員。

○18番（樋山隆四郎） 今、くしくも市長からスピーディーの問題が出ましたが、実際これは福島県民はあの原発の近くの人たちがあの敷地の中で何が起きたか全然わからない。煙が出た。水蒸気爆発で建物が爆発して、この煙が上がって、何かあったんじゃないかと、そうしたらその市町村長は何の連絡も、通産省からも、県からもどこからもない。それでしょうがなく、福島県に連絡してどうなったんだと言ったら、わかりませんと。それじゃあどうするんだと。福島県は原子力安全委員会に、そして初めて今度は安全委員会がどこへ、内閣官房ですよ。ここへ行って、これから各知事に来て市町村長に来る。こんな回りくどいことをやっているから、1週間も2週間もおくれてしまう。何があったんだかわからない。

情報公開どころの話じゃないんですよ。それが今の原子力政策だと。いかに事故が起きたこ

とに対応するマニュアルが日本の国家には欠けていたかと。これがどういう悲劇を生むかという、これから20年、30年後、甲状腺がんに侵される子供がふえてくる。特に被爆地の近く、これは飯館村を中心にあの原発の2キロとか3キロ、こういうところに住んでいて1週間も2週間もそこにいた人たちがどれだけの量を被曝しているか。これを即2日や3日で退避命令ができて、そこから避難できれば、被爆量はうんと減ったわけであります。

こういうことを今の政府は国民を無視して、そしてあの原子力の問題を覆い隠そう覆い隠そうとしている。大したことないんだ、大丈夫なんだ。こういうことを言っていることは戦前の政府と何ら変わらない。それは勝った勝ったと騒いで最後に負けた。国民は知らされていないんですよ、中身を。同じ体質を今でも持っている。こういうことでは、何としまして国民を守る義務のある各自治体の市町村長が国や県に、県はどうしても国に積極的に要望するわけではなくても、要望どころじゃないんですよ。ねじ込んでも強行にこの問題を改善させてもらわなくてはならない。そういう立場にあって、その立場を貫くことが市民の安全を確保する。これは市町村長の最大なる責務である。

くしくも、今、市長はこういう問題に関しては改革を望むと、また、そういうものを県にあるいは原子力委員会にこういうものを提案する。何とか改正してくれという発言でありますから、私も安心をいたしました。が、ぜひともこれはやっていただきたい。そういうふうを考えるわけであります。

認識の点においては、原発もこの認識には多少ずれがあっても、私は国とかこういうものに対する原子力政策のあり方に関しては、厳重に抗議をする。そういう姿勢を貫いていただきたい。

時間でありますから、次の放射能漏れの影響ということでありますが、これもなかなかもって正確なところはわからないというのが事実であります。私も先ほど放射能漏れに関して、ある計算の数値であります。今、この表がありますね、那須烏山市の学校等の放射線量の測定結果についてということで、7月29日の江川、下江川中学校、0.141マイクロシーベルト、0.141マイクロシーベルトというものは、年間に換算するとどのぐらいかと言いますと、人間が浴びる放射能で被害が出ないで安全とされている基準は1ミリシーベルトです。しかし、この1ミリシーベルトに達するのにこの同じ放射線量ですよ、0.141マイクロシーベルト、これが続くとすれば大体6カ月で到達します。7カ月で1.3ミリシーベルトです。

こういうふうになるということ、これはこの数値であれば低いんです。それで、国が目安としているシーベルトは3.8マイクロシーベルト、3.8マイクロシーベルトというのは1ミリシーベルトに達するのにたった4日、たった4日で1ミリシーベルト。それで、50ミリシーベルト、これには5.6カ月で到達しちゃうんです。50ミリシーベルトというと、もうこれ

は大変な数字です。なぜかという、100ミリシーベルト、150ミリシーベルト、こういうふうには100ミリシーベルトになるにも大体11カ月ぐらいで到達してしまうわけです。150ミリシーベルトになったら、それは大変です。もう吐き気がしたり、もう完全に被曝です。

こういうものが今、現にここにあったわけでありまして。ですから、3月11日以降、1週間や2週間の間にもっと多くの放射性物質がここに飛来してきたわけでありまして。今、収まっているわけでありまして。ですから、これだって安全な数値ではない。しかし、文部科学省がどういっているかということ、子供も大人も20ミリシーベルトは安全だと。こういうふうには言っているわけでありまして、ある研究機関から見れば、これは子供や乳幼児あるいは妊婦はその10倍をかけなくちゃだめだと。それでなければ、安心、安全にはならない。ということはどういうことかと言うと、本来の1ミリシーベルトあるいは年間20ミリシーベルトの半分だから10ミリシーベルト、これぐらいで抑えなければこれは被曝の兆候が出てくる。

大人はまだいいとしても、子供あるいは妊婦、こういう人たちに関しては通常の半分以下に下さい。それでなければ、被曝の可能性がりますよと言っていますが、文部科学省は依然として20ミリシーベルトと、頑としてこれを基準値を下げないわけでありまして。3.8ミリシーベルトということは、今、ここにはありませんが、しかし、それでも下江川中学校の0.141、これを見ても何とこれは6カ月で1ミリシーベルトに達してしまう。

だから、こういう問題に関して、政府発表は果たして本当にいいのか。文部科学省はそれである学者は内閣官房つきになってこの担当になりましたが、20ミリシーベルトなんてとんでもない話だと、だめだと。子供にはもっと基準値を下げろと。辞職しました。それは当たり前です、学者ならば。子供を守る、この許容限度を文部科学省が、これは国際標準だからいいんだなんて言っている。そういう国際標準なんかどこにもない。

そういうことを勝手にやって、そして今の子供たちに甚大な被害を与えている。だから、もう自治体が勝手に自分たちではこんなことを聞いていられない。校庭の表土をはいで、そして1カ所に集めて捨てる場所がないから、そういうふうにして子供の安全、安心を守っている。これが実態であります。これからやっと政府のほうは、それじゃ、そのお金は払いましょうというふうになってきましたが、それにしても遅過ぎる。もっと早くこういう対応を打たなければ、これは時間との戦いでありまして、迅速にやらなければならないというのに、それなのにこういういたらく。

すくすく幼稚園0.106と、これは7月29日、その後は0.11とか、大体0.1に近い数字であります、この数字であっても、これは1ミリシーベルト、年間の放射線量ですよ、安全だと言われている、それまでには、大体18日、0.7カ月で到達してしまうわけであり

ます。1.3ミリシーベルト、これには0.9カ月、5ミリシーベルト3カ月でいっっちゃうわけです。もう既に4、5、6、7、8、9月としても6カ月近くたっているわけでありす。もっとこの数値は高かったわけでありす。

ですから、こういう文部科学省の発表を信用して、ここにあるのは本当に小さい数字ですよ。マイクロシーベルトは1万分の1ぐらいですから、ところが、これだって放射能の汚染ということに関しては被害が出るようになっていられるわけでありすから、これが同じ条件で1年も2年も3年も続けば、これは相当量の被曝をしているということになるわけでありす。

ですから、こういう問題に関しても、この影響力というものがどれだけあったのか。先ほど農作物の風評被害の問題がありました。これも大きな問題として今補償をどうするかとか、これだって農家にしてみればとんでもない話なんです。しっかりしたデータ、基準値を示さないと栃木県全体の農作物に出荷停止あるいは肉牛の出荷停止であるとか、こういうものを勝手にやりますが、なぜそういう状況が起きたのか。

特に肉牛の問題などは、汚染された稲わらを食料として与えたからだ。あの時点で11日の時点から12日、13日にはもうどのぐらいの放射能に汚染されたものが雨となって落ちていくか。こういうことをすべて気象庁のデータがわかっていたわけです。それを発表しないんです。だから、あれだけの被害になった。

それを徹底して、酪農家あるいは肉牛生産者のところに、これはもう1件も漏らさず、県、農協、市町村単位で徹底して情報を開示ながら、それを守るようにしてビニールシート1枚かかただけで全然違うんです。それを放置したまま、さらしておいたから、結局そこに雨が降った、あるいは放射性物質がそこに付着した。

ですから、あれは想定外じゃないんです、あれは人的被害なんです。それに関しても1戸6万円、えさ代にもならないと怒っていますよ、補償すると言っても。それだったら何でもっと早く情報を我々に伝えてくれなかったんだと。そうすれば、あの稲わらだってそれなりの処置はできた。こう言っているわけです。

ですから、こういう状況が次から次に起こってきている。いかに放射能に対しての対策がゼロだったかと。何のマニュアルもない。そして、右往左往しているうちに半年、3カ月過ぎ、半年が過ぎ、そして、今度はそのしりぬぐいのためにどれだけ政府はお金を使うんだと。

東電というのはどういうことかという、何十億円、何百、何千億円までは保障しますよ。それを過ぎれば、保険会社も外国の保険会社は今の原発に保険を入れさせてくれないんですよ。日本の保険会社は何とかまとまってやりますが、何千億円だか忘れましたが、それ以外のお金は全部政府が出す。これは協定できているわけです。一義的には東電に責任があるなんて言

ったって、最初の東電社長の会見のときには、私はこれまでしか出せません。それ以外は国家の責任ですよとはっきり明言しているわけであります。

そういうふうには協定できているわけであります。それはどこに返ってくるかという、最終的には電力料金の値上げと同時に市民の財布、市民が被害をこうむって、市民がそのつぐないをする。お金を払うなんて、こんなばかなことが許されるかと。こういうことを今の政府は堂々とやっているわけであります。

ですから、こういうものに関して、我々はよほど注意深く見守っていかないと、いつでも被害者は国民だと。こういうことになるわけでありますが、こういう無責任体制といいですか、原発は安全だ安全だと言っていたこの安全神話は、先ほど市長が崩壊したと。崩壊した後はどうなんだ。

崩壊は当然ですが、その後のこれからの処理が何兆円かかるかわかりません。それはみんな国民の税金ということになるわけです。あるいは電気料金ということになるわけでありますから、これに関しても市長はそれなりの抗議をしていただきたいと思います。どう考えているんですか。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） まとめさせていただきます。まず、子供たちの健康被害のことについてお答えをしたいと思います。確かにこの国から出される基準値といいですか、基準値ではなくて私は指針だと思いますが、出されていることは事実でございます。議員もご指摘のように、最初に文部科学省から子供たちへの安全の指針として出された数値が、1時間当たりの被爆量が3.8マイクロシーベルト、年間20ミリシーベルトということで出されました。

これは議員もご案内だと思いますが、1日8時間、外で活動していた場合に受ける被爆量は24時間の3分の1です。3分の1、外で活動していた場合に、その1時間3.8マイクロシーベルト、これを計算するとこの365日をかけていきますと、20ミリシーベルトになりますよ。そういったところで基準を出したわけですね。

しかし、この福島県の当該地域を初め、親御さんから国民的な運動に盛り上がってきたわけです。そういったところから、8月に入ってようやく上乗せした基準を文部科学省として示しました。これは先ほども言いましたように、議員ご指摘のように、1時間当たり1マイクロシーベルト、年間1ミリシーベルトという基準に上乗せしたわけですね。そのようにしてきたのが今の現在に至っています。

1,000マイクロシーベルトが1ミリシーベルトということでございます。今、当市の毎日にかかっている放射線量は0.1マイクロシーベルト前後でございます。0.08から高いところで0.14あるいは0.15というところも風向き等によってはあります。

したがって、今、1時間の国が示す指針からは、おおむね10分の1程度というふうにご理解いただきたいと思っています。ただ、それが安全だということではありません。私もこの被曝の濃度については、そういった安全というのはいろいろなお医者さんの講演も聞きましたけれども、やはり明確にありません。ですから、そういった専門のお医者さんもしっかりとこれだったら安全ということは何も言っておりません。

したがって、この今出た3.8とか1マイクロシーベルトにしても、これは実は国際的な原子力委員会、ICRP、その平均値なんです。今までのチェルノブイリだとかスリーマイル島とか、そういった事故が起きた場合の今までの総称した平均でございますから、これが安全だという基準がないので、そういったところは低ければ低いほどいいということにはなっていますけれども、とにかく国が出している指針は1マイクロシーベルト、年間1ミリシーベルトとこのようなことは明確に国は言っているものですから、これ以内は国は安全だよとこういうことでございますので、そのようなご認識はいただきたいと思えます。

あと、もう一つ、賠償問題ですが、これは私もそう思いますよ。農業関係にしても、放射線量をはかるための機械、器具であるとか、原子力放射能漏れに対する地方自治体の被害というのは甚大なものがあります。そういったところから、総称して、これも過日の8月30日に政策懇談会というのが実はございました、県の公館で。そのときにもこの原発事故に伴う放射能汚染被害の損害賠償請求については、この27市町、実は共通課題なんですね、こと原子力については大体同じ考えなんです。

そういうことからすれば、共通事項だから、県がこのすべて窓口になって県を挙げて対応してもらいたい。そういったことを要望いたしました。知事もその場でそのような対応をぜひ前向きに検討したいという回答でした。

ですから、やはりこれは市長会でもお話をしているんですが、私も市のほうの農産物も含むすべての被害については、すべて国あるいは東京電力に賠償請求していきたい。このように思っていますので、これから民間のいろいろな団体あるいは個人についても、そういった請求ができる仕組みになりましたから、市が窓口になるような形でそういった賠償の支援はしていきたいと考えています。

○議長（滝田志孝） 18番樋山隆四郎議員。

○18番（樋山隆四郎） 今、市長から、県のほうから賠償請求をする。これはどちらからでも結構であります。とにかくこの原発の影響によって、この放射能の被害によって損害をこうむった、これはもう農作物でないかもしれない。いろいろな方々がいるわけですから、それに対する責任、賠償責任というものをしっかり果たしてもらうように、これは市長にも強くあるいは県に行って要望していただきたい。こういうふうにご考えております。

原子力の影響という問題で、損害賠償の問題あるいは国の特に、文部科学省が20ミリシーベルト、特に子供たちをどうするかと、こういう省庁がとんでもない数値を出してきている。いかに国家というものは、あるいは文部科学省の大臣というものはふざけたものかと、こう言わざるを得ないのであります。

また、そうかといって、これを同じ状況で先ほど言ったように0.14あるいは0.1前後という中で推移をしていますが、この状況が続くならば先ほど言ったように1ミリシーベルトを超えてしまう。そうすると、その影響はすぐに出るわけではありません。何年か後です。下手すると30年後。

ただ、セシウムという物質だけを見れば、これを体内被曝といって口から入ったものは、腎臓であるとか肝臓であるとか腸であるとか、こういうものを経て大体最終的には100日から200日でこれは排出されるというふうに言われているわけでありますから、この100日から200日ぐらいの間にどれだけの放射線を浴びたか。これが最終的には今度は遺伝子を破壊しているわけであります。

ですから、わからないんです。東海村で被曝した人は最初は何ということない、海水浴に行ったぐらいだった。1週間後水ぶくれになった。それから、だんだんだんだん悪くなって皮が全部むけた。そして、最後はもう包帯をする。あとはもう輸血のしっぱなし。どれだけ輸血したかわからない。80日後に亡くなった。こういう問題は遺伝因子はこれを崩壊させると皮膚でも何でも再生する能力がなくなるわけであります。そうすると、この遺伝因子を壊された細胞は、次の細胞を生むことができないんです。

ですから、この被害は大きい。その人にとってみれば大変なんです。ですから、この学校の問題にしても何にしても、文部科学省の基準を否定するだけの研究機関ではありませんから、これは学校は何とも言えない。あなたの学校は幾らの基準だったらいいいんだと言われたら返す言葉がない。研究機関でも何でもありません。

こういう問題に関しても、よほど慎重に対応しないと、子供たちが20年、30年後になって、おやと、100分の1の確率、1,000分の1の確率で、子供たちにそういう被害が及ぶと。だから、みんなが父兄が心配するのはそういうことなんです。

ですから、こういう問題に関しても私はこれから注意深く見守りながら、そして、対応をしていく。こういう姿勢が必要だと私はそう考えるわけでありますが、これからこういう問題に先ほども補償の問題、それから子供たちの被害、こういうものに対して、どういうふうこれから対応しながら、そして少しでも安全な方向に向かっていく。こういう方法を示していかなければ子供たちの安全は守れない。こういうふう考えるのでありますが、これは市長でも教育長でも結構でありますから、答弁をお願いいたします。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 議員ご指摘のとおり、この放射性物質の飛散については、子供の健康被害、私も本当に危惧をいたしております。したがって、市としてでき得る最大限の対応は進めていきたいと思っております。

ただ、これはあくまでも原子力問題でございますから、国策で進めている以上はでき得る最大の要望活動あるいは具体的な実現化に向けた要望、そういうことになるわけでございますから、できる限り今度も防御対策については、市一丸となって全力を傾けていきたいと思っておりますので、ぜひご理解をいただきたい。また、ご指導もいただきたいと思っております。

なお、先ほどの安全協定ですが、誤解がちょっとあるかもしれません。これはちょっと補足をさせていただきますが、この原子力安全協定の締結の要望は、京都府、滋賀県、鳥取県、この知事は原発事業者、これは関西電力です、これと安全協定を結ぶということでございますから、那須烏山市としては栃木県知事がこの福島原発あるいは東海原子力発電所、そういったところと安全協定を結ばれたいという要望を昨日提出したということでございますので、ひとつご理解いただきたいと思っております。

○議長（滝田志孝） 18番樋山隆四郎議員。

○18番（樋山隆四郎） これはもう今起きてしまった問題であります。また、これからの問題として大きな問題は、東海、東南海、南海地震であります。これは大体今から70年ぐらい前には、1年の間に2回起きているわけでありまして。ですから、こういう問題を含めて、どういうふうこれから原子力発電所の問題も含め、地震の対応、これは安政の東海地震1845年、安政南海地震1854年、その次が1944年の東海、東南海地震、そして、1946年には昭和の南海地震、2年間に一度ずつ、これは大体マグニチュード8.0、こういう地震が想定されているわけでありまして、地震の問題。

そしてもう一つは、先ほどの原子力の問題、これの安全対策、起こったときにどうするかというマニュアルですね。両方、地震も原発も。どういうふう避難するか、どういうふうにして自分の身を守るか。こういうマニュアルを市として作成してもらえれば、そのときには市民はそれに基づいて対応ができる。そうすると、万が一の事故があっても、それなりの最小限の被害でこれをくいとめることができる。これが市としての役割だろうと。

起きてしまったものをこれからどう言ってもしょうがない。これから起きるであろうものに対してどういう対策をマニュアルをつくっておいて、市民に周知徹底をさせるか。これが必要だと私は感じておりますので、時間もありません。どうぞ市としては今度の総合計画の中でも、そういうものも含めて検討いただければいいなと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（滝田志孝） 以上で18番樋山隆四郎議員の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩をいたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時14分

○議長（滝田志孝） 休憩前に引き続き再開いたします。

通告に基づき、17番平塚英教議員の発言を許します。

17番平塚英教議員。

〔17番 平塚英教 登壇〕

○17番（平塚英教） 一般質問2日目、本日3人目の平塚でございます。発言通告に従いまして質問をしまいたしますので、明快なご答弁をお願いいたします。

まず、震災復興と新エネルギー開発についての質問であります。9月11日を迎えますと東日本大震災から半年を経過するわけでありまして。9月6日現在で警察庁が発表しました、この震災により亡くなられた方が1万5,769名で、今なお行方不明の方が4,227名ということで、約2万人の方が戦後最大の犠牲者を出す。こういう災害となりました。

また、最近では台風12号に伴う記録的豪雨によりまして、7日現在で死亡者54名、不明者55名の未曾有の大災害となりました。災害により犠牲になられた方々に、衷心より哀悼の意を述べ、また、すべての災害被害を受けた方々に心からお見舞いを申し上げます。

種類は違いますものの、どんなに科学技術が進みましても、地球的規模での自然災害に私たちがいかに無力でもろいものかという思いをさせられたのが今回の災害であります。

また、どんな災害を受けましても、あきらめず立ち上がる。復旧復興に取り組む方々、それに何とか力になろうとお金や物資、そしてボランティアで支援をする人間のきずなの無限の力強さに心を打たれる半年間でもありました。

本市におきましても、今回の震災では、8月25日現在で住宅被害が2,666棟と、実に全市の4分の1にも及ぶ住宅被害が出ております。本市では、国、県の制度を含め、市独自の支援制度で相談や申請受付を行っておりますが、全被災者救済の申請漏れのないように、支援制度手続を進めていただきたいと思います。

さて、今回の大震災による被害は、本市の公共施設のほとんどと言っても過言ではないほどの被害をもたらしました。その中で、大半のものが3月に専決処分、そして本年度第1次、第2次、第3次、そして今回の第4次補正予算を手当ていたしまして、復旧工事や修繕を行っておりますが、まだ、未改修、未着手なものが残されております。

被害調査費だけを計上した施設は、自然休養村、観光物産センター、いかんべ記念館、南那

須武道館となっており、また、南那須郷土資料館も残されております。この改修未着手な施設について、今後どのような基準と検討において修復するかどうかの結論を出し、いつまでに修復の目途を立てるのか伺うものであります。

同僚議員の一般質問に、市長は市公有財産管理運用委員会で、このような公共施設を復旧継続するか、廃止解体するかの方針を検討されると答弁されておりますが、これらの方向づけはいつまで結論に出し、着手に入るのか。具体的に説明をいただきたいと思っております。

次に、今回の大震災によりまして、本市におきましても大規模停電に見舞われました。電源が切れると、私たちの生活がいかに不自由になるかを身をもって痛感させられたところであります。烏山地区の東電からの電力網は、特別高圧送電が滝田変電所を通じて市内各所に配電しているのが基本であります。この特別高圧送電は単独路線であり、バックアップネットワーク1路線に不具合が生じた場合に、代替路線として送電するシステムが構築されておられません。万が一にもこの特別高圧送電網が破壊または送電の不具合が生じた場合には、配電線バックアップが不十分であります。これらの状況を調査の上、東電に対して市内の送電網バックアップシステムの整備充実を図るように求めていただきたいと思っております。

さらに、県のメガソーラー導入に対応して、本市も積極的に候補地の検討にあたっていただきたいと思っております。市内候補地として第1候補地七合中学校、第2候補地旧境小学校を県に報告されたと言いますが、民有地も含めまして、さらに複数の候補地の選定検討を進めていただきたいと思っておりますが、ご回答をお願いいたします。

次に、東電福島原発事故による大量かつ広範囲に放射性物質死の灰が放出され、国民の放射能への不安が広がっております。とりわけ放射能への感受性の強い子供の健康と生活を守ることが重要課題となっております。福島第一原発事故から放出された放射能物質は、ウラン換算で広島型原爆の20個分との見解も出されております。

この深刻な放射能汚染の現状を国民に隠す政治姿勢はとらず、放射能汚染の実態を正確にかつ全面的に把握する調査を国の責任で系統的に実施する。その汚染の規模にふさわしい除染を迅速に行う。国の責任で都道府県が実施している食品検査体制の抜本的強化を図る。放射能汚染の実態とリスクを国民に正直に明らかにし、国がその被害から国民の命と健康を守る可能なあらゆる対策をとる。これらすべての経費は、国及び東電に損害賠償を求める。そして、食品の安全確保と農業生産を守るあらゆる対策を政府が万全の対策をとるべきであります。

そのような中で、本市においての原発事故、放射能汚染被害から市民生活を守る対策を伺うものであります。特に、農産物、畜産関係の損害と風評被害部分も含めて、東電への損害賠償請求に行政も支援を行うべきであります。

幸い牛肉、米とも検査で安全性が明確になったところでありますから、県並びにJ Aと連携

して、消費者に安心、安全の農産物のPRに努力すべきであります。放射線の検査結果も周知徹底し、市が購入した線量簡易測定器についても必要な市民に貸し出しをすとか、市民の不安をなくすために全力を挙げて取り組んでいただきたいと思います。

学校、保育所、幼稚園におきましても、食品の安全性、とりわけ学校給食の食材の放射能検査や献立の変更を県内27市町教育委員会で実施とのことでありますが、本市におきましては、どのような取り組みをされているのか、伺うものであります。

また、子供たちが利用しているプールの水質検査につきましても、どのように公表しているのか、説明をいただきたいと思います。本市の子供と保護者に放射能汚染の実態を正確に伝え、生活の不安を取り除く対策に全力で取り組んでいただきたいと思います。答弁を求めるものであります。

次に、本市の公共事業の適正な入札執行についてお尋ねをいたします。最近の本市の公共事業の請負契約につきましては、本年5月17日に随意契約をいたしました烏山中学校空調施設（電気設備、機械設備）については、総額6,000万円を超える公共事業にもかかわらず、安易に不適切な随意契約が行われたところであります。

議会において、私が烏山中学校空調設備工事が、市が発注する公共事業にもかかわらず、全く入札も行わないで随意契約されていると指摘をして初めて、市当局は内容を明らかにしたところであります。

市当局は、随意契約した理由について、地方自治法施行令第167条2の第2の1の6を持ち出して、これらの工事を競争入札では①工事金額が割高になる。②他の業者が入ることで行程調整が複雑になる。③業者間の工事費任意範囲が不明確になる。④発注が5月と想定すると実際の工事着手が6月末ごろになり全体工期のおくれにつながる。などと述べてまいりましたが、どれも全く根拠のない理由であります。

また、同法施行令の別表5によりますと、随意契約の公共事業の請け負える金額を都道府県、政令指定都市では上限250万円、他の市町では上限130万円までと明記されております。今回の随意契約が入札や他事業者への相見積もりも取らないで、安価なというような理由にはあたりません。空調工事と耐震工事は全く別の工事であり、6,000万円もの公共事業が随意契約されることは認められません。

また、7月15日の臨時市議会では、烏山小学校南舎北舎改修工事請負契約締結の審議がされました。しかし、この工事は、耐震補強改修の本体工事と空調設備工事を一括で発注したのが問題であります。市当局は、工事を速やかに進めるためとか、現場の管理をスムーズに行うために一括発注したとの理由であります。これも全く理由になりません。これまで同様の公共事業は、町の段階から数十年にわたって専門工事ごとに分離発注してきたことが通例であり

ます。

国の公共事業の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針、平成18年5月23日閣議決定でも、分離発注を推奨、指導しておりますし、現在の公共事業の設備工事は分離発注が原則であり、公共事業は入札や契約の過程、契約内容からも透明性の確保が重要であり、国及び都道府県ではほぼ100%分離発注方式になっております。

市の公共事業は、市民の大切な税金を使って契約するわけでありまして、入札の公正、適正化が求められるところであります。公共事業の内容の透明化と価格の適正化、地元業者育成のためにも分離発注を実施するように求めます。答弁をお願いいたします。

次に、市の追加経済対策の充実についてお尋ねいたします。総務省が発表しました6月期の完全失業率は4.6%、厚生労働省が発表しました6月期の有効求人倍率は0.63倍で、栃木県は0.59倍と若干の改善の兆しはあるものの、アメリカ国債の格下げ問題を受けた世界的株安や、急激な円高により大震災直後の3月17日以来4カ月ぶりに東京株式市場では終値が9,000円を割り込んでいる状態であります。特に、急激な円高は、輸出関連部品メーカーを中心に景気の下押し要因になりかねない状況にあります。

ハローワーク烏山管内の有効求人倍率は0.53倍で、前年同期よりは持ち直しておりますものの、依然として厳しい状況下にあります。本市はリーマンショック以来、緊急経済対策本部を設置して、平成20年12月から6対策、24メニュー、総額12億7,000万円の緊急経済対策を実施し、さらに平成21年4月からは、追加経済対策10対策、27メニュー、総額4億8,240万円規模の事業を実施してまいりました。

平成22年度当初予算では、8対策、17メニュー、総額23億4,100万円規模の事業を実施し、本年度についても、わくわく商品券の発行や住宅リフォーム助成制度の実施、緊急雇用創出事業の拡大など、きめ細かな対策を実施しているところではありますが、3月11日に発生いたしました東日本大震災の被災を受けまして、市民生活も市内中小企業、商店も大変な打撃を受け、半年たった今日でも、復旧復興の途上にあり、持ち直し兆しに水を指すような急激な円高、株安の中で、経済の先行きが全く不透明な状況にあります。

これまで実施してきた本市の緊急経済対策事業を検証し、依然として景気低迷、雇用情勢の厳しさが続いている中で、国、県の追加経済対策とあわせまして、本市の地域経済雇用と市民生活を守る実効力ある追加経済対策の充実強化を図り、関係機関、市内各種団体と連携協力、協働のもとに、本市ができる限りの手立てを尽くして、市内中小業者、既存商店街への支援、雇用不安をなくすための努力に期待をするものであります。ご回答をお願いいたします。

次に、高齢者対策についてお尋ねをいたします。平成18年3月の本市の高齢者保健福祉計画第3期介護保険事業計画策定時は、65歳以上の高齢者は8,102人で、高齢化率は25.

4%でありましたが、平成22年3月末の65歳以上の高齢者は8,213人で、高齢化率は27.4%となっております。平成29年度には、高齢化率が29.1%になる推計ですが、これを上回る速度で進んでいるのが実態であります。改めて高齢者の生活と健康支援、介護福祉、認知症予防、特に独居老人世帯への生活の安全対策、食事栄養の確保など、安心して暮らせる身近な地域における見守り支援、生活支援の高齢者見守りネットワークの支援の輪の拡大が求められております。

本市におきましても、県の高齢者支援第5期計画策定にあわせて、これから3カ年後の次期高齢者福祉計画第5期介護保険事業計画策定に入ると思われますが、本年度が第4期計画最終年度として、当初の目標どおり事業が順調に進んでいるのかどうか。さらに、次期計画最終年度の平成26年度には、団塊の世代のすべての方々が65歳以上になることを踏まえて計画を策定することになると思いますが、6月に成立した改正介護保険法は、医療、介護予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの構築を目的としております。具体的には24時間対応の定期巡回、随時対応サービスなどの創設、在宅医療の強化、認知症患者の権利を守る市民後見人の育成などを挙げております。

本市の次期計画も現在までの実践を踏まえまして、超高齢化社会に向かつての将来構想と到達目標を明確にして、高齢者が住みなれた地域で元気に生活し、医療、介護が必要になったら、安心して利用できる医療、介護、福祉のネットワークシステムづくりが求められております。

そこで、現在の高齢者の状況についてお尋ねをいたします。本市の高齢世帯と独居老人世帯はどれくらいいるのか。その中に介護認定者が何人いて、サービスを利用している方が何人いるのか。配食サービス利用者とそのボランティア活動に参加されている人数、認知症予防対策をどのように進めているのか。ボランティアの育成、さらには緊急通報システムの取り組み状況、高齢者見守りネットワーク登録者数と実際の活動に参加している方々の状況についてご説明をお願いします。

また、今回の大震災で問題となった高齢者や障がい者ら、災害弱者の避難支援体制の強化として、県は市町に対して臨時災害時要支援者避難支援プランの策定を求めていると聞いておりますが、本市はこれについてどのように対応し取り組んでおられるのか、ご説明をお願いしたいと思います。

次に、高齢化の進む本市にとりまして、公共交通は日常生活に欠かせない重要な交通手段となっておりますが、本年4月から本市の公共交通再編整備計画が実施され、JRバス常野線の代替運行の開始、既存市営バス4路線のルート見直しにより、利用者の利便を強化し、利用者に大変喜ばれているところであります。

同計画によれば、市の総合交通システムの見直しによりまして、旧南那須地域にデマンド交

通システムを本年10月から実証運行を予定しておりましたが、3.11大震災に本市も見舞われまして甚大な被害を受けました。このような状況下のもとで予定どおりデマンド交通実証運行が実施できるのかどうか、見通しを伺うものであります。特に、デマンド交通運行に関する運行エリアの設定、実施主体、その台数、予約配車の手配をどうするのか。利用料金の設定と利用者だれもがわかりやすく利用しやすい運行システムになっているのかどうか。これまでの行政当局と関係事業者間での協議があれば、その内容。現在までの進捗状況について説明を求めます。

既に本市を取り巻く隣接市町、さくら市、芳賀町、高根沢町、那珂川町、茂木町などではデマンド交通が実施されております。これらをよく調査、研究されまして、地域に親しまれ、利用者に喜んでいただけるデマンド交通システムの構築を図られますよう求めるものであります。ご答弁をお願いいたします。

最後に、地域コミュニティの促進について質問をいたします。本市は、中山間地が多く、都市部からも距離があり、主力産業も脆弱で少子高齢化が著しく進み、人口減少に歯どめがかからない状況下にあります。限界集落、準限界集落も市内の中心部から農村部に至るまで顕在化してきているのが実態であります。

このような中で、地域自治会は地域コミュニティの重要な役割を果たし、地域住民の心のよりどころであり、地域住民の声を行政や関係機関に届け、要求を実現する原動力となって活躍されております。また、生活道路や河川の草刈り作業や地域の伝統文化の継承、地域学校の児童生徒を見守り、支える役割も果たしております。

しかし、昨今このような地域コミュニティの重要な役割を果たしている自治会に参加しない方々も出てきております。確かに自治会は任意団体でありますので、参加を強要することは許されません。しかし、今回の大震災に見舞われた中で、地域住民の安否確認、情報伝達、助け合いなど、地域自治会の果たすべき役割の重大さを改めて痛感させられたところであります。

これからますます地域の過疎化、高齢化の進行が予想されているもとで、地域コミュニティの重要な役割を果たす自治会への参加率の向上と行政の支援の強化が本格的に求められているところであります。

そこで質問したいのは、本市において自治会結社、大字、小字で幾つあり、住民の自治会参加率はどのようになっているのか。行政として自治会への参加を支援する取り組みはどのようにやられているのか、お伺いをするものであります。

次に、行政区長、連絡班長、各班長は任意団体である自治会とは別に、行政が住民に配布する広報や連絡文書を届けたり、行政側から提供される情報を住民に知らせ、行政側の要請に沿って住民確認文書を地区内でとりまとめ行政に届ける仕事をしております。

しかし、これはあくまで行政区長、連絡班長、そのもとでの各班長の任務であって、自治会固有の仕事ではありません。これらの業務役割分担を明確にして、本市全世帯を視野に入れた地域自治会の自主的な活動や地域をみんなで支え、協力し合って地域づくり、まちづくりを図れるような地域コミュニティづくりの促進が図れますように求めまして、第1回目の質問を終わるものであります。よろしく願いいたします。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいまは17番平塚英教議員から、震災復興と新エネルギー開発についてから地域コミュニティの促進についてまで、大きく7項目にわたりましてご質問をいただきました。その順序に従いましてお答えを申し上げます。

まず、震災復興と新エネルギーの開発についてお答えをいたします。この大震災で被災をいたしました公共施設のうち、現在のところ、改修等に着手をしていない主な施設は、議員ご指摘のとおり観光施設の休養村関連施設、大金駅前の観光物産センター、いかんべ記念館、そして社会体育施設であります南那須武道館などがございます。

これらの施設は、被害状況調査とあわせまして、専門業者に委託をいたしまして危険度調査を実施いたしまして、その上で復旧費用及び解体費用を調査いたしまして、当該施設の利用状況、市民のニーズあるいは市政運営上の必要性、今後の方向性、安全性、類似施設の状況等を勘案をいたしまして、公用財産管理運用委員会で検討の上、方向性を出したいと考えております。その結果、復旧すべき施設及び集約、整理すべき施設等につきましては、その時期、方法等について、総合計画、基本計画に位置づけをしまいたいと考えております。

中山議員にも答弁したところでございますが、このうち自然休養村施設につきましては、施設のみを再建、復旧概算費用約3億5,000万円、廃止して解体撤去する費用約1億1,000万円であります。同様に観光物産センターの再建復旧概算費用は約2,370万円、解体撤去費用は610万円、いかんべ記念館の再建復旧概算費用は約1,800万円、解体撤去費用約1,080万円でございます。その中で、自然休養村施設やいかんべ記念館の立地場所は山頂あるいはがけの上ということもございます。位置的に大変難しい施設の状況でもございます。そういったところから、この実情はそのような状況でございますので、ご報告をさせていただきます。

また、社会体育施設である南那須武道館につきましては、北側の土地が荒川方向に崩れて地割れが発生いたしまして建物自体が傾いているほか、基礎や外壁に多数の亀裂がございます。シャワー室は棟ごとに剥離をして傾いている状況であります。さらに床面全体がゆがみ、内壁が剥離をするなど、危険で使用できる状況には現在ありませんので、利用者は他の学校開放施

設等を使って練習している状況でございます。

9月補正予算で復旧費用等の調査費を計上しておりますが、烏山武道館も老朽化が激しい状況でありますことから、今後のあり方について体育協会、体育部の意見も聞きながら、公有財産管理運用委員会の方向性を出していきたいと考えております。

次に、送電網のバックアップシステムについてご質問がございました。さきの大震災では、本市におきましても震度6弱の激しい揺れに襲われまして、市内全域において約1日半にわたる大規模停電が発生をいたしております。この影響で、電気、交通、通信網など日常生活に不可欠なライフラインが寸断いたしました。市民生活はもちろんでありますけれども、災害対応にあたる災害対策本部にも重大な混乱を招きました。市では、これを教訓といたしまして、今年度末までに地域防災計画の見直しと危機管理マニュアルの策定に着手をしたところであります。

ご質問の送電網バックアップシステムでございますが、過日、東京電力からシステムの概要と震災時の状況につきまして詳細な情報提供を受けたところであります。その内容を私のほうからご説明を申し上げます。

本市内には河内変電所、これは1次変電所ではありますが、それから電力供給を受ける滝田地内の烏山変電所、これは2次変電所と呼ばれています。これと那須野変電所、これは1次変電所から電力供給を受ける上川井地内の上川井変電所、これも2次変電所でございます、の2系統の変電所が設置をされておまして、市内1万世帯の電力を賄っております。

1次変電所の河内変電所及び那須野変電所からの電力供給に際しましては、送電線が2重化されるほか、烏山変電所や上川井変電所など隣接をする第2次変電所間における配電線がそれぞれ補完的に電力供給を可能とするバックアップ体制を整備しております。落雷に伴う停電が瞬時に復旧するのは、このバックアップが適切に稼働するためであります。

しかし、さきの大震災の際は、福島第一原発の事故の影響で、1次変電所である河内変電所及び那須野変電所への電力供給自体が停止したために、2次変電所の烏山変電所及び上川井変電所への電力供給も停止し、想定外の大規模停電が発生したようであります。

この際、東京電力では、さまざまなリスクを踏まえた検討の結果、全く系統の異なる変電所から新たに電力を引き回すのではなく、1次変電所である河内変電所及び那須野変電所の復旧を優先することが最善と判断をされたようであります。停電をしている区域にありましては、もっと効果的な復旧方法で早期の停電回復を望むところではありますが、こうした想定外の大惨事にかかわらず、1日半で復旧できましたことは、東京電力職員の不眠不休の復旧活動の成果であると考えております。

しかし、停電は市民生活や災害復旧だけでなく、市民の生命、財産に大きな影響を及ぼし

かねない重要なライフラインでございます。このため、市といたしましても東京電力に対しましては想定外の事態に備えたバックアップ機能と体制のさらなる充実に向けた検討をお願いしますとともに、市と連携をして引き続き電力の安定供給にご協力いただくようお願いしたいと考えております。

メガソーラーについてお尋ねがございました。栃木県は大震災の影響で電力供給が逼迫する中、栃木環境立県戦略に掲げられたとちぎサンシャインプロジェクトに基づきながら、太陽光発電の飛躍的拡大を図り、災害に強い地域づくりを推進するために、広く県内の公有地、民有地からメガソーラー候補地を募集し、企業との連携を視野に入れた事業化を目指しております。

市といたしましては、成長が見込まれる再生エネルギー事業者の誘致による地域経済の活性化と、災害に強い地域づくりを進めるために、このメガソーラー候補地に積極的に参画をすることにいたしました。

候補地の選定にあたりましては、これまで検討いたしてきました公共施設跡地利用の方針や、東日本大震災によります対応状況を踏まえ、庁内調整を行ってきました結果、県の募集条件である2ヘクタールの面積は満たしておりませんが、旧境小学校跡地と来春から烏山中学校に統合する七合中学校の2カ所の市有地を候補地として県に報告をしたところであります。

県では8月31日時点で、県内50カ所を超える応募があったと発表しておりまして、10月に未利用県有地とあわせてリスト化し、事業化に結びつけたいとしております。

しかし、8月26日に成立をいたしました再生エネルギー特別措置法で、肝心の電気の買取価格、買取期間がまだ明確に示されておりません。発電事業者の参画が予測できない状況もございます。このため、県は今後も随時、候補地の応募受付を継続することといたしてまいりまして、市でも今後可能なものから報告をしてまいりたいと考えております。

大震災に伴う原発事故の影響を考えれば、国内において再生可能エネルギーへの転換は避けて通れない問題であります。市といたしましても、今後メガソーラーを含む太陽光を初め水力、風力、バイオマスなど、本市において活用が考えられる新たなエネルギー活用について、調査、研究をしてまいりたいと考えております。

次に、原発事故、放射能汚染による被害対策についてお答えをいたします。まず、地元農業を守る対策であります。既に議員のさきの質問にお答えをいたしてまいりますが、原発事故に伴う農産物等の被害状況を含めてご説明を申し上げます。

放射能汚染の影響を受けまして、農畜産物の出荷停止、風評被害によりまして、市内の農業者は多大なる損害を受けております。既に7月末時点でJAがとりまとめました東京電力に対して請求した損害賠償額は、野菜類の出荷停止分350万円、風評被害が4,812万円でありまして、仮払い額はそれぞれ165万円、721万円であります。農協を通じた肉牛農家の

3月、4月分の請求額86万2,000円ではありますが、5月以降の被害が非常に大きいものと予想いたしております。

稲作につきましては、既に8月22日に市内で実施をいたしました予備検査、その後、市内の6カ所で実施をいたしました本検査、9月7日結果発表、きょうですね、新聞にチラシ報道いたしております。予備検査、本検査ともすべて放射性物質不検出の結果が出たところでした。安心して収穫できますことから安堵しているところであります。

市民への周知につきましては、本日9日の新聞に折り込みチラシを入れますとともに、9月15日発行の広報お知らせ版に掲載をして、周知徹底を図ってまいりたいと思っております。なお、ヒマワリにつきましても、調査の結果、放射性物質は検出されませんでした。

今後、市ではJA等関係機関、団体と連携をして、8月30日に東京電力が示した損害賠償基準に基づきまして、農業を守るために早期の支払いを働きかけますが、ブランドイメージの回復にはしばらく時間がかかるのではないかと予測いたしております。このため、風評被害などによる買い控えなどが広がらないよう、農畜産物の安全性の周知、PR活動を推進し、消費者の理解を深めてまいりたいと考えております。

次に、児童生徒を守る対策についてであります。小中学校、幼稚園、保育園におきましては、私立も含めまして簡易放射線量測定器を配備しております。そして、定期的に毎日測定いたしております。その結果は本市ホームページ、エリアメール、防災行政無線など、各種媒体を使いまして広く市民の皆様方に公表しているところでございます。

現在のところ、本市の空間放射線量は、いずれの地点におきましても毎時0.08から0.15マイクロシーベルトでありまして、8月26日に文部科学省が学校の校舎、校庭等の線量低減についての数値で、実質引き下げた学校で子供が受ける放射線量の上限目安である毎時1マイクロシーベルト、年間1ミリシーベルトを大きく下回っているわけであります。

また、B&G海洋センター及び烏山小中学校のプールの水からも放射性物質は検出されないことを確認いたしております。さらに、水道水中の放射性物質の検査状況や下水道汚泥の放射線濃度分析結果なども注視をしているところであります。

しかし、不測の事態に備えまして、今後とも監視体制を継続していくとともに、学校、幼稚園、保育園におきましては、常日ごろから指導しております屋外活動の手洗い、うがいの励行あるいは環境整備を心がけるなど、指導徹底をしてまいりたいと思っております。

学校給食につきましては、食品衛生法に基づきまして、主に県学校給食会より安全、安心な物資を購入しております。出荷制限を受けた飲食物は共同調理場でも委託業者でも購入せず、使用しないことにいたしております。

また、地産地消の観点から、共同調理場では、地元の生産者などから直接食品を購入するこ

ともございますが、出荷制限を受けた食材は使用いたしておりません。今後とも安全な給食を提供するために全力を挙げてまいり所存でございます。

また、保育園における給食につきましては、市場に流通している食材は安全であるという認識で使用いたしております。なお、弁当を持たせたい旨の保護者の強い要望がある場合は、適宜要望に沿うよう柔軟に対処していきたいと思っております。市といたしましては、今後とも安全、安心な給食を提供できますよう努力をしてまいりたいと思っております。

次に、公共事業の適正な入札執行につきましてお答えをいたします。市の公共事業の内容の透明化と価格の適正化、地元業者育成のためにも、分離発注をお願いしたい旨のご質問でございます。市におきましては、従来から大規模工事につきましては、分離分割発注を実施してきたところであります。

全国的には、多種多様な工事における分離分割の発注方法もありますので、今後、これらについて調査研究を進め、県とも相談をしながらご指導もいただきながら、本市に最も適した分離分割発注の基準を策定をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

次に、本市追加経済対策の充実についてお答えいたします。まず、緊急経済対策の進捗状況でございます。本市の緊急経済対策は、平成20年度から取り組みを始めまして、おおむね実施計画に沿って事業が執行されてきたところでございます。しかし、公共事業拡大対策でありますこぶしが丘温泉周辺施設、南那須給食センター整備事業につきましては、事業は完了したものの今回の震災で壊滅的な被害を受けたところでございます。

これらを含め、平成20年度から平成22年度までの3年間の緊急経済対策事業実施計画は、総額43億6,318万8,000円でございます。対する実績額は36億8,131万5,000円、執行率84.37%でございます。このうち、国の地域活性化交付金対策事業は78事業、16億5,579万5,000円でございます。8億7,940万9,000円が交付金として市に交付されております。

なお、交付金対象の13事業、1億4,475万9,000円につきましては、平成23年度に繰り越しをいたしております。

事業内容で見ますと、全体で14対策79メニューでございます。主な成果は、1つ目に雇用支援対策であります。緊急雇用創出事業として小学校学習補助員、小学校生活補助員を初め環境美化作業員、図書館業務、幼稚園保育補助員、保育士、土木作業員、きずな運営センター、英語コミュニケーション事業など、延べ190人の雇用創出を図ってまいりました。

2つ目に、環境支援対策であります。南那須図書館、烏山小学校体育館に太陽光発電施設を整備いたしました。

3つ目に、安全安心対策であります。烏山小学校・中学校、各施設を耐震化にいたしました。

4つ目に、地元企業、商店街支援対策であります。市民への地元消費促進・啓発事業といたしまして、プレミアム商品券を発行いたしました。

5つ目に、公共事業の拡大対策でございます。保健福祉センター、外壁工事、山あげ会館3面マルチ映像改修、こぶしが丘温泉周辺施設整備などを実施いたしております。

このほか市民生活支援対策、子育て支援対策、農林漁業等支援対策、行政運営の改善対策、IT化地デジ支援対策、地域活性化対策、地域生活基盤対策、学校教育支援対策、生涯学習支援対策を実施してまいりました。詳細につきましては、平成22年度の行財政報告書に記載いたしましたので、ご参照賜りますようお願いを申し上げます。

平成23年度におきましては、繰越事業の遅延のない事業執行に取り組みますとともに、雇用支援対策といたしまして、引き続き緊急雇用創出事業に取り組んでおります。

特に、昨年度、124名の雇用を創出いたしました緊急雇用創出事業・ふるさと雇用再生事業につきましては、平成23年度はさらに拡大をいたしまして、6月1日現在ですが、146名の雇用を創出しております。昨年に引き続き、公募提案型の委託事業も継続させていただいております。

次に、追加経済対策の強化についてであります。さきの大震災は、東日本の生産活動に大きな打撃を与えました。長引く景気の低迷にさらなる影響を及ぼしております。さらに、記録的な円高によりまして、輸送機械関連企業の多い本市にとりましては、経済、雇用を含め大きな影響を及ぼしております。

5月に市内金融機関を訪問し、企業の資金需要の状況について意見交換をするなど、現状把握にも努めているところでございますが、地域経済は非常に厳しい状況にあると実感をするところでございます。今後も、積極的に企業や金融機関を訪問し、現状把握に努めますとともに、企業誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

このような経済状況の中で、市では経済対策といたしまして、金融機関と共同で中小企業振興基金制度の充実を図っております。具体的に融資枠を3億円から3億6,000万円に拡大をして、昨年に引き続いて保証料を全額市が負担をいたしまして、円滑な企業経営を支援いたしております。

また、金融機関の協力によりまして、東日本大震災緊急対策資金といたしまして、通常の中企業振興基金に有利な特別枠、これは運転資金限度額500万円、利率1.5%、設備資金限度額1,000万円、利率1.7%、これを設置をいたしまして、6月1日から運用を始めたところであります。

地域経済の活性化対策といたしまして、昨年に引き続き商工会の商品券発行事業プレミアム

分といたしまして1,000万円分を補助しております。消費の拡大、地元商店の支援を図ってきたところでもございます。

また、大震災の対応といたしまして、新たに創設をいたしまして9月議会で補正予算を計上させていただきました被災工場等敷地復旧工事助成金制度あるいは被災農業施設等復旧助成金事業につきましても、地元企業の被災支援、さらには地元業者への発注などにより、経済効果があるものと期待をいたしているところでございます。

これから、大震災からの復興を果たし、地域経済が安定し、市民の皆さんが安心して生活できるまでには、まだ時間がかかると思われます。このため、今後も引き続き、各種相談に応じるなど、多方面から地域の経済も支援していきたいと考えております。

次は、高齢者対策についてお答えをいたします。本市の高齢者福祉計画につきましては、健康で生きがいのある生活支援、地域で安心して生活できる安全・安心なまちづくりを基本方針にいたしまして策定をいたしております、これに基づき各種施策を展開しているところでございます。

同計画の実施状況をご説明申し上げます。健康で生きがいのある生活支援では、介護予防を目的といたしましていきいきサロンを市内44地区で開催をしまして、450人を超える参加者を数えました。元気な高齢者をふやすためには、市では同事業の拡大を図っております、2年前からサロンを支援するボランティアの養成を開始いたしまして、開催回数の増加が図られているところであります。

また、65歳以上、これは要介護認定者は除かれますが、を対象といたしました生活機能チェックを実施いたしております。その結果、虚弱と思われる人を対象に介護予防教室を開催いたしております。実績でございます。平成22年度52回開催、92人参加、教室は要支援1、2の抑制にも効果がございますので、今年度は回数、人数をふやしなが、また、地域の公民館等に出向いて実施をする方法も検討しながら、事業拡大を図りたいと考えております。

地域で安心して生活できる安全安心なまちづくりでは、すべての高齢者が住みなれた地域で安心して過ごせる環境整備のため、地域ケア会議等において、市民、関係者から意見を聞きながら体制整備に努めているところであります。とくに、ひとり暮らし高齢者世帯が増加する中で、地域の見守り体制が重要でありますことから、昨年度より高齢者見守りネットワークの再構築、社会福祉協議会の小地域福祉活動との連携など、さまざまな支援策を推進しているところであります。

85歳以上の4人に1人と言われる認知症の予防対策では、市民に認知症の正しい理解を図り、認知症患者が安心して住める地域づくりに着手をしております。その一環といたしまして、昨年度、認知症サポーター養成講座を開催し、17団体、671人が参加いただいております。

認知症は、家族はもとより地域の理解が大切であります。今後も多くの市民を対象に理解の促進を図ってまいりたいと考えております。また、今年度から、本人や家族を支援するため、物忘れ相談を始め好評を得ているところでございます。さらに、烏山台病院の認知症疾患センターなど、専門機関との連携も進めているところでございます。

また、ご質問のございました高齢者世帯数につきまして、平成22年10月1日現在、高齢者のみの世帯数は775世帯、ひとり暮らし高齢者世帯数は770世帯、合わせて1,545世帯で、65歳以上の約3割になります。

介護認定者数につきましては、全体の数字から申し上げますが、8月末現在で要介護、要支援認定者数、65歳以上第1号被保険者で1,316人、介護保険サービス利用者数1,151人でございます。

配食サービス利用者数は23世帯、26人。配食ボランティア参加者数は登録者66人のうち47人、緊急通報装置設置者数は59人、高齢者見守りネットワーク事業の登録者数は行政区長や民生委員の個人の方々が117人、公的機関等の団体が48団体でございます。認知症の疑いがある方などの報告は、年間4件ないし5件でございます。報告はありませんが、多くの方が近所の高齢者の見守りをしていただいている。このように考えております。

災害時要援護者避難支援プランの策定については、現在見直しを行っている地域防災計画との整合性を図りながら、策定をしていきたいと考えております。超高齢化社会に対応いたしました地域支え合いの核となる多機能型の高齢者福祉施設につきましては、何度か議員各位にもご説明をしてきたところでございますが、このほど旧向田学校1階の一部教室等を改修いたしまして、多目的室、調理室、談話室、研修室として活用する工事設計を終了いたしまして、請負業者も決定するなど、整備を進めているところでございます。

既に、一部事業は開始しているところでございますが、11月中旬には拠点施設の開所式を開催し、地域の高齢者の居場所や交流の場とするほか、介護予防教室、食事の提供、レクリエーションなどを実施をする予定であります。

運営は、地域住民で組織をいたします運営委員会に委託をする予定でありまして、8月25日には、その母体となる向田ふれあいの里管理運営委員会の設立総会も開催されました。役員、事業計画、予算などが決定するなど、体制も整ったところでございます。

多機能型高齢者福祉拠点施設につきましては、今後も介護予防対策の重点事業の1つといたしまして、市内の高齢者が住みなれた地域で安心して過ごせるよう、日常生活圏域を中心に整備を進めていきたいと考えております。

以上、高齢者福祉計画の実績状況につきましてご説明を申し上げましたが、今年度は議員もご指摘のように、高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画の策定年度でございます。今後、

団塊の世代の高齢化が進みまして、65歳以上の高齢者はさらに増加するものと予測をいたしております。計画策定にあたりましては、これらにつきましても十分に配慮し、これからの高齢者対策を適切に対応してまいりたいと考えております。また、高齢者の健康づくりや生きがいづくりを推進して、すべての高齢者が安心して生涯を過ごせるよう、総合的な福祉施策を実施してまいりたいと考えております。

デマンド交通の試行についてお尋ねがございました。昨年度、策定を進めてまいりました公共交通再編整備計画につきましましては、ことし2月28日の地域公共交通会議において承認されまして、計画に基づき、市役所・那須南病院経由とする市営バスのルート変更や自由乗降区間の拡大、JRバス関東常野線廃止に伴う代替運行、運転免許証自主返納者支援制度など、平成23年度から新たな事業を展開をしてきたところでございます。

当該計画では、本年度下半期からデマンド交通システムの実証運行開始を目標としておりました。そのため、4月から地域住民との調整、詳細な実施計画の策定、事業者の選定、国庫補助事業認定など実証運行に向けた準備を進める予定といたしておりました。

しかしながら、直前に大震災が発生いたしまして、本市は甚大な被害を受けましたことから、災害救助と安否確認、住まいの被害調査、被災者支援制度の創設、ワンストップ窓口による罹災証明書の発行と、震災対応を最優先として取り組んでまいりました。その後も被災者の生活再建対策、新たな助成金制度の創設と受付事務、義援金事務など、震災からの復旧に努めるほか、地域防災計画の見直しなど、安全安心のシステムづくりを優先をして現在に至ったというのが理由でございますが、このため、当初計画をしていたデマンド交通システムの実証運行に係る調整等がおくれました。

しかし、高齢化が進み、公共交通機関が少ない本市におきましては、本事業は非常に重要であると認識しておりますことから、速やかに実証運行開始に向けて準備を進めてまいります。ただし、当該事業の財源につきまして、国の補助事業を活用する予定でしたが、ことしから新たな制度になりました。この制度は、地域公共交通確保維持改善事業に転換をいたしました。この補助対象期間も今までの期間から半年ずれてまして、4月、3月の年度から10月、9月とこのように変更がなされました。

そのような状況下でございます。したがって、このような状況であります。既にデマンド交通実証計画や補助事業申請に必要とされる地域公共会議の協議において、今後のスケジュール等について承認を得ておりますので、着々と準備を進めていきたいと思っております。できるだけ早い運行を目指して事務を推進してまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

地域コミュニティの促進についてお尋ねがございました。市には現在102の自治会があり

まして、これを構成する班は900にのぼります。議員ご案内のように、自治会は地域住民が自分たちの地域を考え、お互い協力し合い、安全、安心で住みよい地域社会を形成するために組織をされた団体でございます。地域コミュニティづくりといたしましても、親睦行事などを通して住民同士が交流を深め、生活環境の向上に取り組むなど、欠かせない団体でございます。

しかしながら、近年、ライフスタイルの変化、価値観の多様化、少子高齢化の進展等の影響で、人と人とのつながりが希薄になりつつあります。自治会未加入の世帯もふえております。自治会運営に支障を来す例も発生しておりますことはよく認識をいたしております。

都市部から転入してまいりました中には、行政から加入を促した後の責任は保障してもらえないのかといった苦情や、仕事や子育て等に忙しくて時間がない。自治会活動には関心がない。近所づき合いがわずらわしい等の意見も聞かれているところであります。しかし、防犯、防災、ごみ問題を初めさまざまな面を含め、住みよい地域づくりのために自治会の役割は非常に大きいものと考えております。

このため、市といたしましても、行政区長連絡協議会において、自治会の役割、加入によるメリットなど加入促進をPRするチラシを作成いたしまして、転入者等に配布をするほか、自治会の活動例などを紹介して自治会の加入を促進しているところであります。

また、自治会におきましても、機会あるごとに未加入者への勧誘活動を辛抱強く行っていたいております。自治会の重要性等に関する普及、啓発活動に取り組んでいただいております。今後とも、行政と自治会が連携を密にいたしまして、住民の理解のもと、可能な限り自治会加入を推進するとともに、自治会の自主性を最大限に尊重することを基本に、自治会の主体的なまちづくりを側面から支援し、活力のある地域コミュニティの醸成に努めてまいりたいと考えております。

以上答弁終わります。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 短時間ではありますが、残された時間の中で再質問したいと思いません。最初に、公共施設の改修問題であります。下江川中学校や学校給食センター、山あげ会館、あれは私らから見たら、設計がまずかったのか、施工業者が悪かったのか。あまりにも壊れるような仕組みになっていたのではないのかなというふうに思います。いや、本当ですよ、現場を見てきましたから。

そういうことで、やはりそういうことのないように、これからの公共事業についてはPL法ということで製造物責任、10年間の義務づけになっているわけですから、行政のほうでも管理監督が悪かったと言われることのないようにやってほしいのでありますが、さまざまな公共施設、これらについては被害調査あるいは修復のための調査をされたと思うんですけども、

そういう点で写真やそういう点検調書は十分な証拠資料になりますので、保存をするようによろしくお願ひしたいというふうに思います。

例えば、耐震補強ということで、平成21年9月29日に実施しました烏山小学校体育館の新築工事ですね。これの中で今回の3.11で、子供たちを安全誘導ということで新体育館に誘導したら、照明器具が天井から降ってきたというんですね。これは耐震補強工事をやったわけでしょう。こういうことがなぜ起きるのか。これは明らかに照明器を上でとりつけてある支持金具等がどうなっていたのかということが問題になるわけなんですけれども、この点についてはメーカーに問題があるのか。それとも、工事自体が手抜きだったのか。行政の管理不行き届きだったのか。これはどのようなことになったのか。その後の結果についてご説明をお願ひしたいと思います。烏山小学校新体育館の照明落下事件です。短時間でお願いします。

○議長（滝田志孝） 岡教育次長。

○教育次長（岡 清隆） わかる範囲でお答えをいたします。照明施設全体が落ちたということではなくて、照明のかさの部分で落下したということで聞きおよんでおります。以上でございます。その後、業者に指示をいたしまして修繕をさせております。以後はこんなことはないというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） そういうことでさまざまな公共事業があるわけですが、壊れないように管理監督を厳しくしてほしいというふうに思います。

それで、この公共事業にかかわる問題で、先ほどいろいろ質問したんですが、未改修のものについてはいつまでに結論を出すというような答えがなかったんですけれども、いつまでに結論を出して、いつまでに着手するかということはまだ未定という考え方でいいのかどうか。それだけ確認しておきます。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 公有財産運用委員会にできるだけ早く諮問して、その回答をできるだけ早く出すように指示をしたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひします。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） その中で、特に観光物産センターですね、駅前の花時計もそうなんですけれども、荒れたままなんですよね。あれも、観光物産センターは指定管理で観光協会に委託をしてあるのではないかと思うんですが、早目に結論を出して方向づけをしてもらいたいなど。今、委託業務は中止ということになっているんでしょうかね、その辺だけ確認しておきます。

○議長（滝田志孝） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋 博） お答えを申し上げたいと思います。物産センターにつきましては、「説明はいいです。委託業務を解消しているのか、続いているのか」の声あり）委託は実施しておりますが、ただ、金額的には委託料は支払っておりません。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） わかりました。その他先ほど答弁にならなかった南那須の郷土資料館等も残されておりますので、いかんべ記念館、南那須武道館も含めてどうするのか、早急な結論をお願いしたいと思います。

次に、放射能問題であります。これについては先ほど樋山議員のほうからあったんですが、私もそのとおりだというふうに考えております。それで、放射能による健康被害は急性障害だけでなく、晩成障害がある。放射能被曝は少量であっても、将来発がんなど健康被害が起きる危険性があり、放射能被曝の健康への影響はこれ以下なら安全という域値というのはないんですね。少なければ少ないほどいいというのがすべての学者の放射線分野の原則というふうになっておりますので、こういうことを踏まえて、子供たちの健康管理を進めていただきたいというふうに思います。

そこで、学校教育におきまして、子供たちや保護者などの放射線問題への不安に答える対策をどのようにとられているのか。

2つ目は、文部科学省は来年の4月から、学習指導要領の中身を変えまして、放射能教育を改定に入れて行うということになっております。本年の2学期から前倒しで試行運用がされると聞いておりますが、本市にとって学校教育でどのように取り組まれるのか、ご説明をお願いしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 池澤教育長。

○教育長（池澤 進） 学校給食とB&Gプールについては先ほど市長答弁のとおりでございますが、放射線教育について私のほうからお答えいたします。

学習指導要領が改定されました。ご案内のとおりでございますが、放射線教育については、中学校の理科第1分野、物理科学の領域の中に、科学と人間という単元がございます。その中でエネルギー資源、原子力エネルギーを取り出してエネルギーの有効利用活用という授業を展開してまいります。

これだけで不足だなと私も感じておりまして、学級指導等で取り上げ指導していただけるように学校に指導してまいりたいと思っております。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 保護者と子供たちへの不安解消の対策はどうしていくか。

○議長（滝田志孝） 池澤教育長。

○教育長（池澤 進） 当然この学校での指導等を通して、まずは通知、マスコミ等々の報道機関あるいはツール等を活用しながら、丁寧な指導をしてまいりたいと思っております。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） それでは、本題に入ります。市の公共事業の請負契約についての問題であります。これについては、市が指名業者を集めて今年度はこういうふうにしますよというような、平成22年4月19日には、3月29日の説明会を行ったんですね。そこで、ことはこういうルールで建設工事の発注をするというふうなことをやったんですが、その中には①低入札調査価格制度にかかわって、最低制限価格制度を採用するというふうにしたんですが、実際は烏山小学校の本校舎工事、その電気工事は最低入札調査制度で実施したんですよ。だから、全くこれで業者を集めて言ったことと違うことをやった。

なおかつ、本年の5月16日、これは那須烏山市の建設工事請負契約業者対象説明会ということで、本年はこういうルールで市の公共事業を発注しますよということをやったんです。その中に、例えば電気工事で見ますと、烏山小学校空調設備工事、電気工事、それと烏山中学校の空調設備工事、電気、機械という3つの工事があり、これが総括表でも学校教育関連では、3つの電気工事がありますよというふうになっているんですが、実際には、2つの工事は問題の随意契約でやられ、もう一つは本体工事の一括契約でやられていましたので、3つの工事発注見通しがゼロになっちゃったんです。全くやっていることがつじつまが合わないんですよ。

それで、その随意契約をされた電気設備の業者、これはジョイントベンチャーでとったわけですけども、その資格要件を満たしていないんだね。それについて、いや、県の指導もいただいて、一緒にやる業者の片方がいなくても、その親のほうの会社にそういう資格要件があれば大丈夫なんだなんて議会で説明しましたが、この那須烏山市建設共同企業体取扱規定、平成21年8月5日を見ますと、ここに7条に構成要件というのがありまして、その7条2の4項には、希望する工事種別に対応する許可業種にかかわる管理技術者及び国家資格を有する主任技術者を保有していることと明確に書いてあるんですよ。これは行政がつくったルールでしょう。何でこれが守られないんですか。

こういう守られない業者に平成22年度に烏山中学校の電気工事を請け負わせて、そして、平成23年度には空調工事の電気工事を丸投げしたと。自分たちが決めて集めて説明していることも守れない。自分たちが決めたルールも守れない。これ、どういうふうに私たちは考えたらいいんですか。説明をお願いします。

○議長（滝田志孝） 石川副市長。

○副市長（石川英雄） まず、工事発注の見通しですね、四半期ごとのことを出してござい

ます。それはあくまでも計画ということでひとつご理解いただきたい。これはしかし、設計もできておりませんし、例えば平成22年度、平成23年度のこういう事業があります。予算化されたときに、その各課で四半期ごとの工事発注の見込みを立てていたわけであります。

現実には、その後、国の例えば補助事業でありますものは、国の内示がなければ当然設計もできませんし、そういうものもできませんから、当然それが移動することもありますので、その四半期ごとの計画はあくまでも予定だと。それに近いように事業をやることはやりますが、そういうことでぜひご理解いただきたい。必ずそれではできないということもありますので、それは四半期ごとの工事発注計画だということでご理解いただきたいと思います。

それから、本年、平成23年度は、先ほど平塚議員がおっしゃったように、事業者を集めて2回、説明会をしてございます。最終は5月16日に業者を集めて説明会をしているわけですが、その平成23年度の工事発注のそういった考え方は皆さんにご説明しておりますが、先ほどの工事発注見込みと同じように、それはそういうことで説明していますが、例外は、そういう変更もありますということも含めて皆さんにご説明しておりますので、これが絶対であるということではないので、これはぜひご理解いただきたいと思います。

ただ、こういう入札に関しては、公明、公正にやる関係上、こういったものはある程度の基準を設けて、それに準じてやらざるを得ないという、いかなる疑念も持たないように私ども執行者は努めなければなりません、そういうことで努めておりますので、ひとつご理解いただきたいと思います。よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） さっき私、言ったことを全然聞いていないね。私は那須烏山市建設共同企業体取扱規定というのがあって、これは皆さんがつくったルールでしょう。この中で、共同企業体をつくる構成員の要件があって、その文章の中に希望する工事種別に対応する許可業種にかかる管理技術者または国家資格を有する主任技術者を保有することと書いてあるんですよ、これ。

これがないのに、何で受けられるんですか。しかも、その受けた業者に平成23年度後追いで随意契約で、その空調の電気工事を丸投げしている。これで指名業者で参加してまともに仕事をやりたいという人たちは、どう理解したらいいんですか。全く答弁にならないというふうに私は考えます。

それで、問題なのは、この説明会の中でそう言いながら、計画どおりうまくいかないときもあるからねなんて言ったと言うんだけど、そう言いながら、烏山中学校の空調工事については随意契約と書いてあるんですよ、初めから。初めから随意契約をすると書いてあるんですよ。しかも両方で6,000万円を超える公共事業でしょう。皆さんのお金じゃないんですよ、こ

れ。市民の税金なんですよ。

先ほど私が言ったのに市長は全く答えていませんが、国の通達で公共工事の適正化ということで指導もあり、しかも、都道府県政令指定都市は上限250万円、それ以下の市町、宇都宮市とか那須烏山市もそうですが、130万円までが随意契約できる金額となっているんですよ。6,000万円なんて書いていないですよ。何でこれに答えられないんですか。非常に不透明で納得できません。

問題なのは、分離発注の問題で言えば、国及び都道府県関係では、設備工事はほぼ100%分離発注なんですよ。那須烏山市、これは旧南那須町、旧烏山町もほぼ業種ごとに分離発注してきたはずですよ。それがどうして、一括発注でやらなければならないのか。もし、一括発注をしてやって、これから空調などのメンテナンスとかあるいは改修とか、そういうものがこの資格を有さない建設業者に直してくれと頼むんですか。答弁をお願いします。

○議長（滝田志孝） 石川副市長。

○副市長（石川英雄） 技術者の件については、昨年の7月の臨時議会で相当議論して、技術者が解釈の違いがありますけれども、私のほうでは県の意見を聞きながら、そういうものは技術者が配置されているということでお答えしておりますので、改めてまたこの場でお答え申し上げたいと思います。

それから、随意契約の件でございますが、130万円については当然随意契約をそういうことでやるということではありますが、いわゆる地方自治法の中で一般競争入札が大原則でございます。その中で、ただし書きで指名競争入札、随意契約ができるものはそこに規定されておりますので、それらを私のほうではそのただし書きを採用いたしまして、当然随意で契約できるものはそれと照らし合わせてやっているわけであります。

しかし、そこら辺が当然疑念を持たれるところでありますので、これらは何らかの疑念を持たれないようなそういう方向を、金額とかやり方はある程度明記をして、業界にも説明する説明責任もあるのではないかと。そういうことはこれから十分研究してやりたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） その地方自治法施行令第167条の2第2項第6号があつて、そのただし書きを利用したというだけけれども、それは競争入札することが不利と認めた場合というんでしょう。実際に相見積もりも取らないで安いんだか高いんだかわからないでしょう。明らかに不利だと認められる根拠、それはこの間聞きましたけれども、価格が安いとか言いますけれども、私が見積もったって1,500万円高いですよ、機械設備だけで。

そのほかに、さまざまな要件を言いましたが、全くそれは理由にはなりません。そういうこ

とを繰り返されては困りますが、いずれにしても、そういうような不正な不適切な随意契約は私はやめるべきだというふうに思いますし、一括発注についても建築施工管理技術士、これは各業種にあるんですが、国家資格を有するそういうものがなければ、一括ではとってはならないんですよ。それじゃあ、今度建設屋が一括でとりましたけれども、そこには電気工事の一級電気施工の管理技術士がいるんですか。

要するに分離発注じゃなくて一括で発注する場合には、電気工事もとったわけでしょう。その電気工事を管理監督する一級の電気施工の技術管理者が要るんですよ。そういうものが建設屋にはいるんですねということを確認したんです。

○議長（滝田志孝） 石川副市長。

○副市長（石川英雄） 当然その事業で建設業法で特定建設の許可をもらっているものが、そういうことでありますので、そういった技術者がいるということに理解しているわけであります。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 今まで電気工事をとった経過はないようですから、私はいないというふうに思いますよ。下請を使うのは下請に丸投げすることですから、それは違法ですからね。なおかつ、もう時間が本当になくなってしまいました。この地元公共事業の発注取引についてということで、商工会からも要望が出ています。いろいろありますが、端的に要望事項は各地方自治体が行う公共事業、物品購入については地元業者優先にお願いしたいというのが基本なんです。烏山中学校の機械設備を今やっていますが、その下請の水道業者は他町の業者だと聞いておりますが、そんなことで地元業者育成になるんですか。

○議長（滝田志孝） 石川副市長。

○副市長（石川英雄） 下請をやる場合、先ほど申しましたように金額があるわけであり。当然平塚議員は知っているとは思いますが、特定建設業の許可を持っている業者でなければ、下請は出せないわけでありますので、そういう特定建設業を持っている業者をそういうことで下請をやらせる。当然下請の承認をもらう、書類が出てくるわけでありますので、そのときにチェックするわけでありますので、ひとつご理解いただきたいと思っております。

それから、地元企業の育成の関係で、そういった地元業者を使ってくださいよということで、入札の公告の際、ここに私が持っておりますが、地元企業育成の観点から次のことについて配慮願いたいということで、下請施工を必要とする場合は可能な限り那須烏山市内の業者を発注するように努めることと。

それから、2点目が、工事の施工に関して、こういうことで私のほうでは業者をお願いしているわけであり。その先をこれはあくまでも務めてございますので、そういうことでお願

いする以外はないということで、入札のときにお願いしていますのでよろしくお願ひ申し上げたいと思います。（「入札結果もホームページで公表してください」の声あり）

○議長（滝田志孝） 次の機会にまた一般質問してください。

以上で、17番平塚英教議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（滝田志孝） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は9月12日午前10時から開きます。本日は、これで散会いたします。ご苦労さまでした。

[午後 3時45分散会]